

令和2年（行ケ）第10028号審決取消訴訟事件

原告 ●●●●

被告 キューピー株式会社

準備書面（1）

令和2年4月9日

知的財産高等裁判所第4部 御中

原告訴訟代理人 弁護士 日野 修男

頭書事件につき、原告は被告に対し、審決取消の理由について、次のとおり弁論を準備する。

第1 「第1 本件商標」について

1 出願時の指定商品

審決は、出願時の指定商品を第41類「醤油、ソース、ケツヤツプ、酢類一切」とするが、商標公告（甲1）には「醤油、ソース、ケチャップ、酢類一切」と記載されている。

2 審決は商標権移転の事実を認定してない。

本件商標の手続の経緯において、審決は商標権の移転の事実を認定していない誤りがある。本件商標の手続の経緯は次のとおりである。

本件商標は、大正11年4月1日に第41類「醤油、ソース、ケチャップ、酢類一切」を指定商品として中島董一郎が登録出願、同年10月27日に設定登録され、同14年5月4日に本権の登録の回復がなされ、その後、昭和17年7月14日株式会社中島董商店へ移転登録、同17年10月13日商標権の存続期間の更新

登録、同36年11月20日株式会社キューピー商会へ移転登録、同37年1月22日被告に移転登録され、同37年8月22日、同48年4月12日（甲4）、同58年1月27日、平成5年4月27日、同14年5月21日に商標権の存続期間の更新登録がされ、同15年11月26日にその指定商品を第30類「ウースターソース、グレービーソース、ケチャップソース、しょうゆ、食酢、酢の素、ドレッシング、ホワイトソース、マヨネーズソース」とする指定商品の書換登録がされ、同24年8月14日商標権の存続期間の更新登録されたものである（甲3）。

第2 「第2 請求人の主張」について

柱書 認める。

1 無効事由 認める。

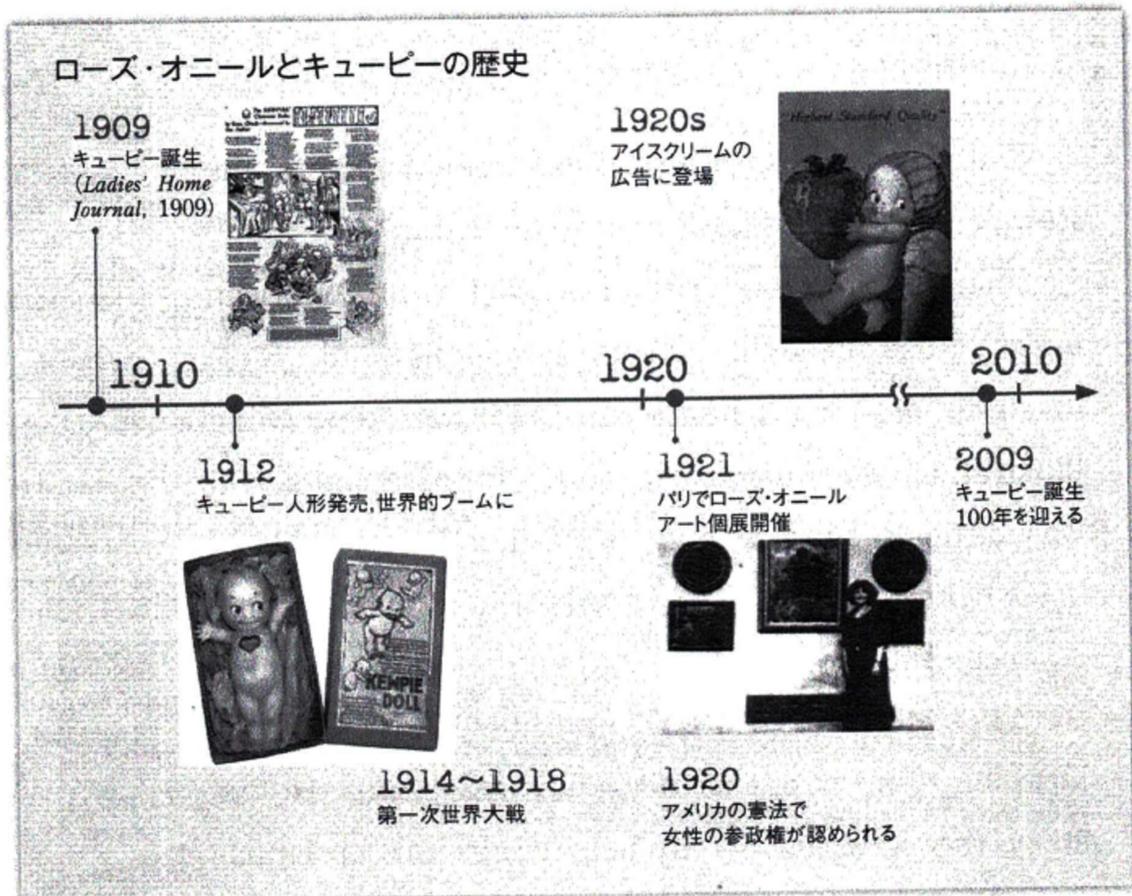
2 無効原因

（1）本件商標の構成 認める

（2）本件商標の登録出願前における「キューピー人形の図形」及び「キューピー」標章の周知性・著名性について

原告の主張が要約されており、原告の多数の写真、画像等を含む主張が欠落しているので、本書面にて正確に主張する。

ア 文部科学省検定済教科書高等学校外国語科用「WORLD TREK English Communication I」（甲8）には、以下の年表が記載されている。



すなわち、

「1909年 キューピー誕生(Ladies' Home Journal, 1909)

1912年 キューピー人形発売、世界的ブームに」と記述されており、

文部科学省検定済教科書に、1909年にキューピーが誕生し、1912年にキューピー人形が発売され世界的ブームになったことが記載されている。

イ 「キューピー物語」(大澤秀行)(甲6)40頁には以下の記載がある。

「まず大正2年に三越で国産のセルロイドのおもちゃを売り出したという記録がある。まさにその頃、タイミングよく、キューピー人形も輸入され、たちまち人気を集めたので、セルロイドの国産キューピーもどんどん作られたのである。ちょうど第一次世界大戦で、玩具生産では当時の世界の中心だったドイツが戦火に見舞われ、日本に対する需要も急増する。」(40頁)との記述がある。

すなわち、

すなわち、大正2年に三越において、セルロイドのおもちゃが売り出され、そのころ、キューピー人形が輸入され、人気を集めたので、セルロイドの国産キューピーもどんどん作られたことが記述されている。

ウ 「20世紀おもちゃ博物館」(甲10)

同書29頁には以下のキューピー人形の画像と説明文が記載されている。



1913年(大正2年) / 嵯峨野思い出博物館蔵
原作者ローズオニールの依頼で作られたビス
ク製のキューピー。主にアメリカへ輸出され
ていた。日本ではその後、セルロイドのキュー
ピーが盛んに作られ、子どもたちの人気者
となった

すなわち、大正2年に原作者ローズオニールの依頼でビスク製のキューピー人形が盛んに作られ、子どもたちの人気者となったものである。

また、同書209頁の年表には、以下の記載がある。

「1913 東京・巣鴨私立帝国小学校・同付属幼稚園に人形病院が創設される
キューピーが日本で紹介され人気に。輸出用のビスクドール製造される」

「1917 セルロイド製のキューピー人形が流行
東京のデパートに特設玩具売場が出現
児童文化運動が台頭」

すなわち、1913年(大正2年)に、キューピーが日本で紹介され人気になったこと、1917年(大正6年)に、セルロイド製のキューピー人形が流行し、東

京のデパートには特設玩具売り場が出現したことが記述されている。

エ 「おもちゃの歴史」(甲12)

一般財団法人日本玩具文化財団のホームページ「おもちゃの歴史」には、
「1913 キューピーが日本で紹介され人気に。輸出用のビスクドール製造される
1917 セルロイド製のキューピー人形が流行」と記述されている。

オ 「春装」(甲13)

昭和29年文化勲章を受章した、近代日本画の巨匠鏑木清方(かぶらき きよかた)画伯は、大正6年、キューピー人形を題材にした「春装」という日本画を国民新聞の附録として発表した。



鏑木清方(かぶらき きよかた)
春装 『国民新聞』附録
大正6年(1917)1月10日

カ 「20世紀の天使たち キューピーのデザイン」(甲14)

2枚目左には、下記の写真とその説明が記載されている。



b...1913(大正2)年に
日本ではじめてつくられたビスク・キューピー。
高さ14.5cm

すなわち、上記の人形が大正2年に日本ではじめて作られたキューピー人形である。また、同書54頁には下記の記述がある。

●そうしているうちに、私は少しずつキューピーの存在の大きさを再認識しました。大正5年の「子供の友」への登場、大正9年をはじめとするキューピーの年賀状の多さ(このことは昭和初期にもいえます)。大正13年には童謡「キューピーさん」(葛原しげる作詞、弘田龍太郎作曲)が登場。昭和にも「キューピー・ピーちゃん」(野口雨情作詞、中山晋平作曲)が愛唱されています。私の手元にある大正から昭和初期の資料や人形の多さから考えても、いかにキューピーが愛されていたかが想像できます。

上記には「大正9年をはじめとするキューピーの年賀状の多さ(このことは昭和初期にも言えます)。」との記述があり、キューピー人形の図案が市販の多数の年賀状に取り入れられたことが記述されている。

キューピー人形の図案を取り入れた市販年賀状は以下のとおりである。
大正5年（1916年）



大正5年 市販の絵ハガキ

大正の子供と戯れるキューピーの中には、
キューピーのキャラクター「クック」「チーフ」
「カーペンター」の姿が

（甲9の7枚目）



プレゼントを運ぶキューピー

（甲16の2枚目）



キューピーと遊ぶ女の子

大正7年（1916年）



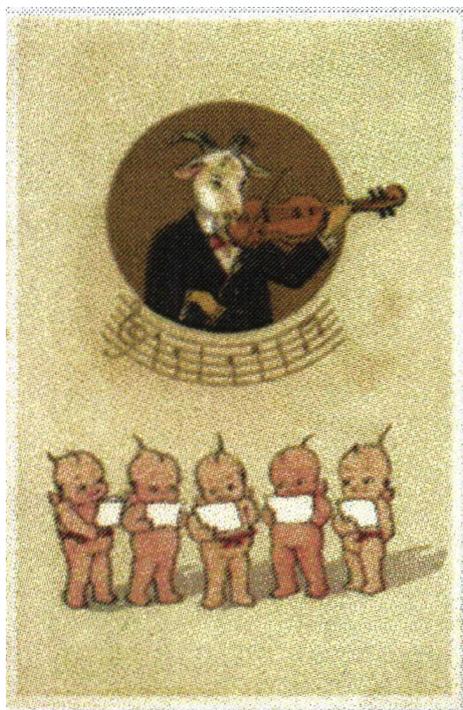
キューピーと午と寿老人



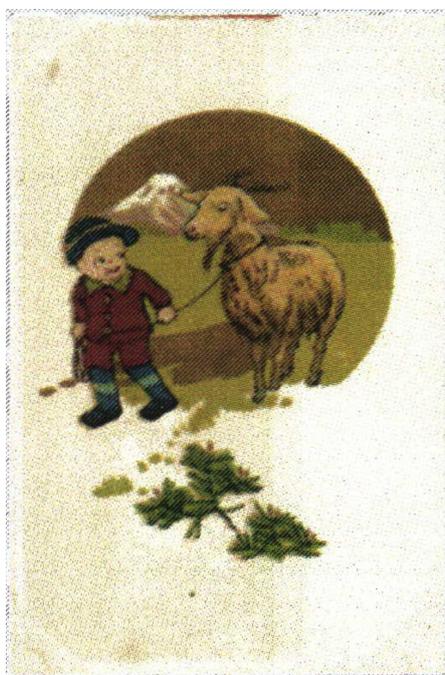
帽子に乗って遊ぶキューピー

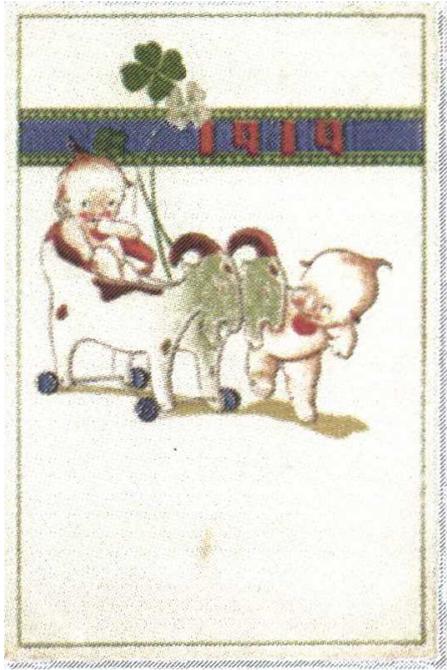
(甲16の3枚目)

大正8年（1917年）



(甲15の1枚目)

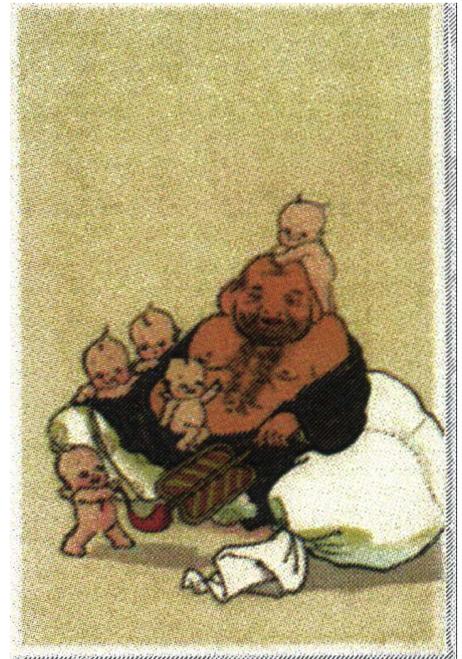


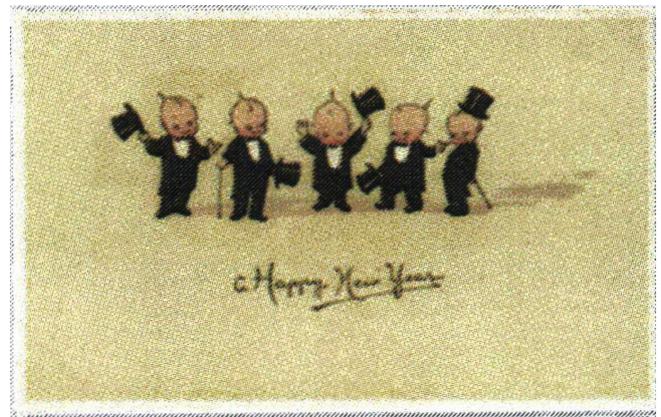
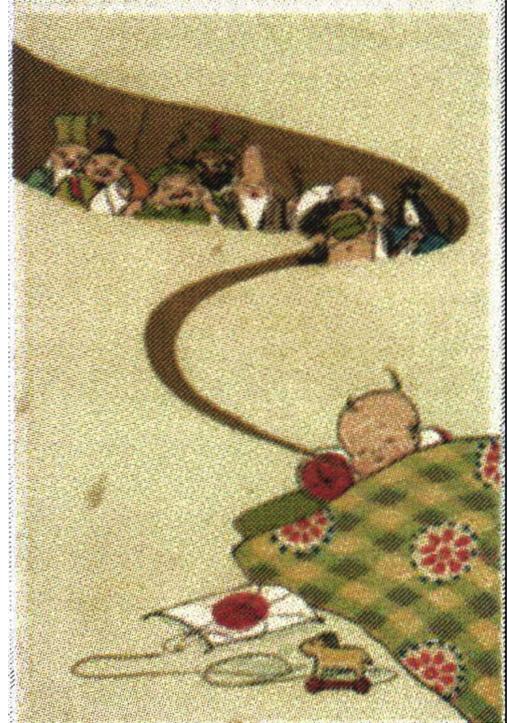
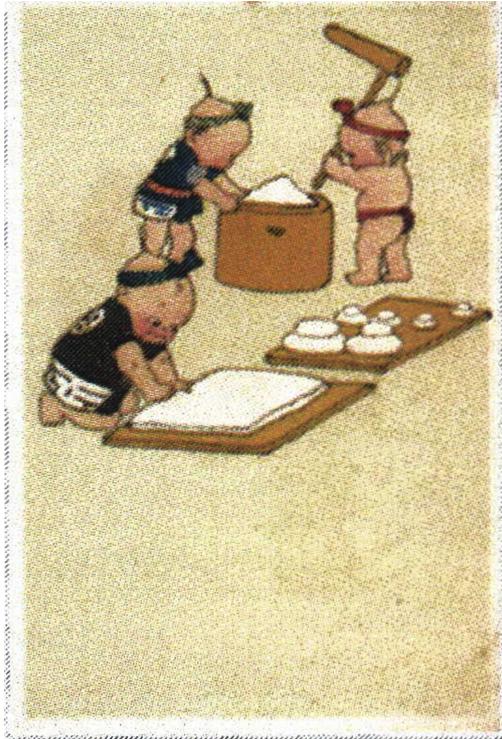


(甲 1 5 の 1 枚目)



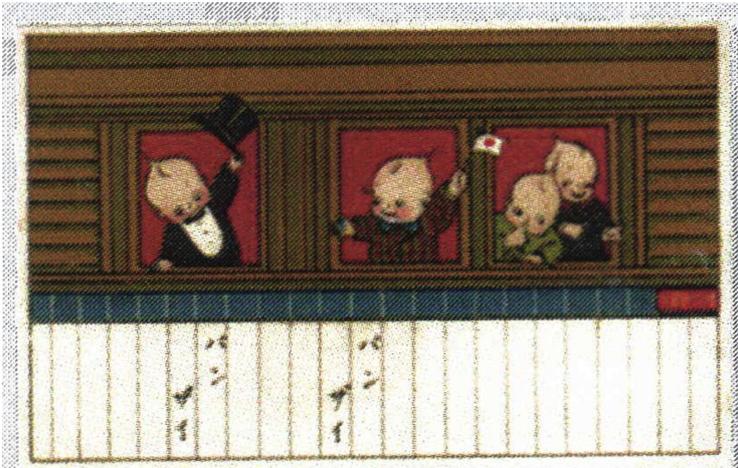
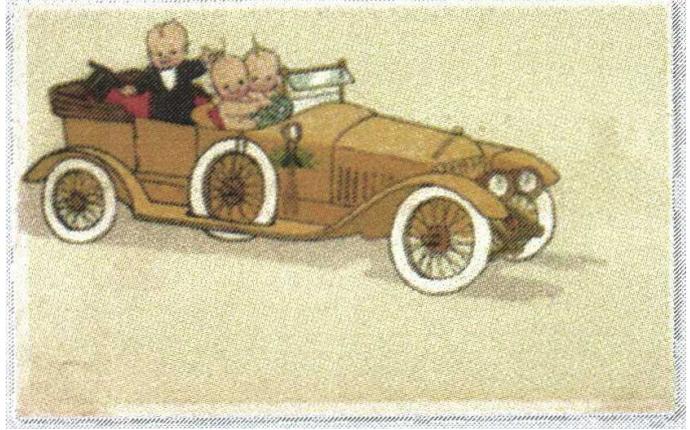
(甲 1 5 の 2 枚目)





(甲 1 5 の 2 枚目)

(甲 1 5 の 3 枚目)



(甲 15 の 3 枚目)

大正10年（1921年）



お餅つきをするキューピー

（甲17の1枚目）

羽根つきをするキューピー



おせちを運ぶキューピー

（甲17の2枚目）

大正11年（1922年）



大正11年 大正時代の年賀状
干支と、
キューピーを組み合わせた絵柄が流行に。

（甲9の8枚目）

以上のとおり、本件商標出願前には、キューピー人形の絵図は市販の多数の年賀状に採用されるほど、わが国において広く人気を博したものである。

キ キューピー人形を使用したおもちゃ

大正時代の童画家・武井武男は、「キューピー紙きせかえ」を発表した。



大正時代 童画家武井武雄のキューピー紙きせかえ

（甲9の9枚目）

当時、キューピー人形を使ったおもちゃも人気であった。

ク 兵庫県立歴史博物館作成の「こども文化事典」(甲11)

兵庫県立文化博物館作成の「こども文化事典」は、大正時代を代表するおもちゃ8件の中にキューピー人形を入れている(1枚目)

また、キューピー人形の項目には下記の記載がある。



今もよく知られているキューピーは、1909(明治42)年にアメリカのローズ・オニールによって生み出されました。日本では大正のころに流行し、ビスクドールやセルロイド人形がたくさんつくられ、世界一のキューピー大国となりました。

すなわち、キューピー人形は1909年にアメリカのローズ・オニールが創作し、日本では大正のころ流行したとするものであり、同博物館は大正時代を代表するおもちゃの一つであるとする。

ケ 「広告キャラクター大博物館(甲18)

「ギリシャ神話のキューピッドをセルロイド人形にしたのがキューピー。明治時代にアメリカで生まれ、大正時代に日本でも国産化されて、子供たちに爆発的な人気となった。日本初のマヨネーズ誕生も、同じころ」との記述がある。

すなわち、大正時代に子供たちに爆発的な人気となり、日本初のマヨネーズ誕生と同時期であるとする。

コ 「丸善と三越」寺田寅彦著

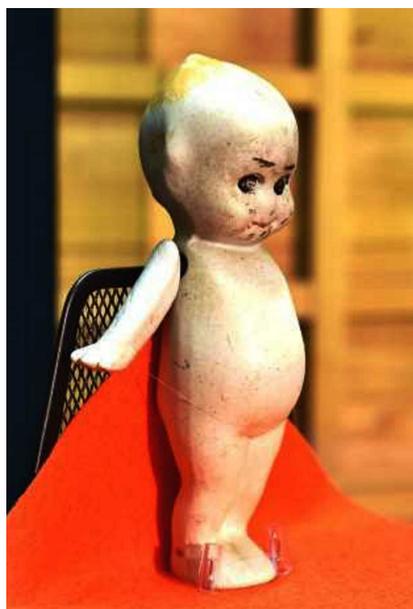
大正9年6月中央公論に発表された寺田寅彦の「丸善と三越」には、

「六階にあつたいわゆる空中庭園は、近ごろ取り払われて、今ではおもちゃの陳列所になつている。一階から五階までの間に群がっているたくさんの人の皮膚や口から出るいろいろのなまぬるいガスがここまで登りつめたのを、上からふたをしてしまったせいか、ここへ来ると空気が悪くて長くいるとこれが頭にきいて来る。そのせいでもあるまいが自分はここにあるおもちゃに対してあまりいい気持ちはしない。たとえばセルロイドで作つたキューピーなどのてかてかした肌合や、ブリキ細工の汽車や自動車などを見てもなんだか心持が悪い。」(下線は代理人による)との記述があり、

大正9年6月に、三越デパートの6階のおもちゃの陳列所に、キューピーが陳列されていたことが記されている。

サ 毎日新聞「大正切込焼」(甲20)

毎日新聞2016年7月21日地方版に、下記の写真・記事が掲載された。



特別公開された大正切込焼のキューピー人形
加美町の切込焼記念館で

「加美町宮崎の切込焼記念館で16日、1920(大正9)年ごろに作られた「大正切込焼」のキューピー人形の特別公開が始まった。切込焼復興に取り組んだ

一人、沼田秀平・旧宮崎村長の生誕130年にちなんで企画された。

キューピー人形は高さ15・9センチの白磁製。上薬を使わずに焼いた後に髪、唇、目に彩色が施されている。同館の畠山静子学芸員は「地域に住む90代の所蔵者から『昔はたくさんあった』と聞いた。子供のおもちゃとして輸出も考えて多く作られたとみられるが、他に現存品は確認できない」と話す。」との記述がある。

大正9年当時、宮城県加美町宮崎村にて、大正切込焼で多数のキューピー人形が製造されたものである。

シ 町長日記（甲21）

宮城県加美町長猪股洋文の「町長日記」（甲21）には、以下の記述がある。

宮崎町史によると、大正7年、当時の森正隆宮城県知事と安藤源次郎勸業課長が切込焼の復興に熱意を持ち、宮崎製糸場経営者岩渕丈太郎と後の宮崎村村長沼田秀平に相談を持ち掛け、宮崎出身の窯業研究家古内熊太郎の協力を得て、現在の宮崎支所の西側に窯を築いたのであります。キューピーはここで誕生しました。

途絶え、代わって瀬戸のビスク人形が飛ぶように売れたのです。

その情報は、宮崎の地にも届いていたはずで、そこで、復活した切込焼でキューピーを生産し、外貨獲得の旗頭にしようとしたのでしよう。実際、アメリカへ輸出するため、仙台から宮崎まで鉄道を引く計画も練っていたようです。大正8年に設立された仙台鉄道を延伸させようとしていたのかもしれない。

すなわち、瀬戸のビスク人形が飛ぶように売れたという情報により、復活した切込焼でキューピーを生産することが企画され、そのために仙台から加美町宮崎村まで仙台鉄道を延伸させようとする計画も練られたとのことである。

ス 小括

以上のとおり、本件商標出願以前において、ローズ・オニールの創作したキューピー人形の特徴を備えたキューピー人形と、その人形の名称は、老若男女を問わず、全国津々浦々まで人気があり、著名性・周知性を獲得していたものである。

（3）本件商標が「秩序又ハ風俗ヲ紊ルノ虞アルモノ」（公序良俗違反）に該当することについて（上記1の無効事由（1）） 認める。

(4) 本件商標が「商品ノ誤認又ハ混同ヲ生セシムルノ虞アルモノ」に該当することについて（上記1の無効事由（2）） 認める。

(5) 適用法 認める。

3 平成30年10月22日付け審判事件弁駁書

(1) 本件商標の登録出願前における「キューピー人形の図形」及び「キューピー」標章の周知性・著名性について 認める。

(2) 商標登録の無効理由の判断について 認める。

(3) 旧商標法第2条第1項第4号の「秩序又ハ風俗ヲ紊ルノ虞アルモノ」（公序良俗違反）について（上記1の無効事由（1）） 認める。

(4) 旧商標法第2条第1項第11号の「商品ノ誤認又ハ混同ヲ生セシムルノ虞」（混同のおそれ）について（上記1の無効事由（2）） 認める。

第3 「第3 被請求人の主張」 被請求人の主張があったことは認める。

第4 「第4 当審の判断」

1 「1 「キューピー」の由来及び我が国における認知の状況について」

(1) 「キューピー」の由来

ア 「ア 米国ペンシルバニア州生まれの・・・」 認める。

イ 「イ 1912年ないし1913年頃、上記「KEWPIE」（キューピー）のイラストに係る人形がドイツで製造され、米国で発売されて大人気となった」は認め、その余は否認する。

(2) 我が国における認知の状況

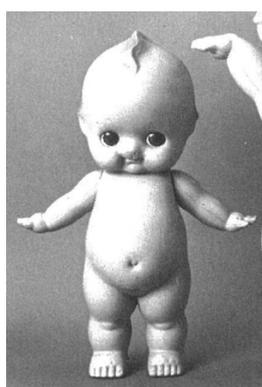
ア 「ア 大正2年（1913年）頃・・・」について

「大正2年（1913年）頃、キューピー人形が我が国に紹介されて人気となり、また、ローズ・オニールの依頼により、主に米国輸出用として、ビスク（磁器）製のキューピー人形が製造されたとされる（甲6、甲10、甲12、甲14）。」 認める。

「その後、大正6年（1917年）には、セルロイド製のキューピー人形が製造

され、流行したとされるが、それらの中には、ローズ・オニールによるオリジナルに似ているものの、顔だちに日本の赤ちゃんの可愛らしい表情が加わったものなど、日本独特の表情を持つものも含まれていたとされ、生みの親のローズ・オニールや、オリジナルの可愛らしいキューピーもあまり知られないまま、どんどん日本なりのキューピーが作られて広く愛されたとされる（甲6、甲10、甲11、甲14）。」のうち、「ローズ・オニールによるオリジナルに似ているキューピー人形」が「どんどん作られて広く愛されたとされる」は認め、「どんどん日本なりのキューピーが作られて」は否認する。

甲6にはローズ・オニールによるオリジナルのキューピー人形、その特徴を備えたキューピー人形が記載されており、甲10、甲11、甲14にはローズ・オニールの依頼により制作されたキューピー人形が記載されている。



キューピー
1913年（大正2年）／姫籠野想い出博物館蔵
原作者ローズ・オニールの依頼で作られたビス
ク製のキューピー。主にアメリカへ輸出され
ていた。日本ではその後、セルロイドのキュー
ピーが盛んに作られ、子どもたちの人気者
となった



（甲6）

（甲10）

（甲11）

（甲14）

審決のいう「日本なりのキューピー」が何を指すかは明らかではない。審決は「（甲6、甲10、甲11、甲14）」を引用するが、甲6、甲10、甲11、甲14には、上記のとおりローズ・オニールのオリジナルの人形、あるいは、審決「2 無効原因（1）本件商標の構成（イ）ローズ・オニール創作に係る人形の全体的な特徴及び細部の特徴」に記載の特徴を備えたキューピー人形が記載されている。なお、甲14には「日本独特の表情をもつキューピー」あるいは「ヒョーキで愛嬌たっぷりの日本ヴァージョン」とする人形が掲載されている。審決はこれ

らの人形を「日本なりのキューピー」とするものと解されるが、これらの人形については「日本独特の」あるいは「日本ヴァージョン」と記述されているとおり、ローズ・オニールのオリジナルな人形ではないことの認識を前提とするものであり、また、ローズ・オニール創作のキューピー人形の特徴を備えていないものであるから、キューピー人形とは異なるものである。

原告は、本件商標の無効原因は「2 無効原因（1）本件商標の構成」の「ア 本件商標を構成する図形部分とローズ・オニール作成に係る人形との対比」において「本件商標の図形部分とローズ・オニール作成に係る人形とは、その全体及び細部において、類似するものである。」と主張し、「イ 本件商標を構成する文字部分とローズ・オニールの創作に係る名称との対比」において「本件商標を構成する文字部分のうち、「KEWP I E」は、ローズ・オニールの人形の名称と同一であり、また、「キューピー」は、ローズ・オニールの人形の名称の日本語表記であり、その人形の名称と同一の称呼を生じるものであるから、本件商標を構成する文字部分は、ローズ・オニールの創作に係る名称と同一又は類似する。」と主張し、「2 無効原因（2）本件商標の登録出願前における「キューピー人形の図形」及び「キューピー」標章の周知性・著名性について」において「キューピー人形の図形」及び「キューピー」標章の周知性・著名性を主張するものである。

すなわち、原告は、本件商標を構成する人形の絵図がローズ・オニール作成に係る人形の絵図と類似すること、本件商標を構成する「KEWP I E」「キューピー」がローズ・オニール作成に係る人形の題号と同一又は類似すること、本件商標を構成する人形の絵図と「キューピー」標章が本件商標出願以前に周知・著名であったことを無効理由とするものである。

本件商標が「日本なりのキューピー」と類似するとか、「どんどん日本なりのキューピーが作られて広く愛されたとされる（甲6、甲10、甲11、甲14）。」との審決の認定は、事実の認定を誤るものである。

イ 「イ 大正時代には、例えば・・・」について

「イ 大正時代には、例えば、キューピー人形が描かれた日本画（大正6年）、キューピーの絵柄を用いた市販の絵はがき（大正5年、大正10年）や年賀状（大正5年、大正7年、大正8年、大正11年）、キューピーをモチーフとして用いた紙着せかえが作られたが、これらについては、顔だちなどといった表情のみならず、その着衣や背景に日本独特のものが描かれていた。そして、これらのキューピー（人形）について、ローズ・オニールとの関係性は見いだせない（甲9、甲13～甲17）。」 否認する。

キューピー人形の図案を取り入れた市販年賀状等は、本書面「無効原因（2）本件商標の登録出願前における「キューピー人形の図形」及び「キューピー」標章の周知性・著名性について」（2-5）（2-7）において既に述べたので、要点のみ述べる。

「キューピー人形が描かれた日本画（大正6年）」（甲13）



キューピー人形が描かれた日本画は「（イ）ローズ・オニール作成に係る人形の全体的な特徴及び細部の特徴」、すなわち、ローズ・オニール作成のキューピー人形の特徴を備えるものである。

「キューピーの絵柄を用いた市販の絵はがき（大正5年、大正10年）や年賀状（大正5年、大正7年、大正8年、大正11年）」について



1914年 キャラクター初・キューピーポストカード発売
キャラクターポストカードの幕あけを起こす。

甲9の6枚目には、1914年のローズ・オニールによるオリジナルのキューピー人形のキャラクターを描いたポストカードに「キャラクターポストカードの幕開けを起こす。」と記載されており、キューピー人形を使用した絵はがきや年賀状はこれに由来したものと考えられる。



大正5年 市販の絵ハガキ

甲9の7枚目には、大正5年の市販の絵ハガキが記載されており、これにはローズ・オニールが創作した「KEWPIE」という人形の題号が明示され、ローズ・オニールのオリジナルのキューピー人形の特徴を備えた人形が描かれている。



甲17の「市販の絵はがき（大正10年）」には、ローズ・オニール作成に係る人形の全体的な特徴及び細部の特徴を備えたキャラクターが描かれている。

以上のとおり、年賀状（大正5年、大正7年、大正8年、大正11年）には、ローズ・オニール作成に係る人形の全体的な特徴及び細部の特徴を備えたキャラクターが描かれているものであって、ローズ・オニールの作成にかかるキューピー人形との関係性は明らかであるから、「ローズ・オニールとの関係性は見いだせない」とする審決の認定は誤りである。

前述のとおり、原告は、本件商標を構成する人形の絵図がローズ・オニール創作に係る人形の絵図と類似すること、本件商標を構成する「KEWPIE」「キューピー」がローズ・オニール創作に係る人形の題号と同一又は類似すること、本件商標を構成する人形の絵図と「キューピー」標章が本件商標出願以前に周知・著名であったことを無効理由とするものである。

「その着衣や背景に日本独特のものが描かれていた。」との事実は、仮に存在しても、ローズ・オニールの創作にかかるキューピー人形とその「キューピー」という題号が、本件商標以前に周知・著名であったことの認定を妨げるものではない。審決は、本件商標出願以前に、ローズ・オニールの創作にかかるキューピー人形とその「キューピー」という題号が周知・著名であったとする無効原因と関係のない事実を認定するものである。

審決は「大正13年又は14年には童謡「キューピーさん」も作られたとされるが、これについてもローズ・オニールとの関係性は見いだせない（甲9、甲14）。」とするが、童謡「キューピーさん」はローズ・オニール創作に係る人形の題号を楽曲名とするものであるから、ローズ・オニールの創作にかかるキューピー人形とその「キューピー」という題号に由来するものであり、「ローズ・オニールとの関係性は見いだせない」とする審決の認定は誤りである。なお、審決の「ローズ・オニールとの関係性は見いだせない」との趣旨が、キャラクター創作者の氏名の認知についてであるとすれば、キャラクターの著名性の認定においてキャラクターの創作者の氏名の認知を要するものではないことについては後に述べる。

ウ 「ウ 日本的な、日本でデザインされ・・・」について

審決は、ウにおいて種々の事実を認定しているが、その帰結、結論を示していない。察するに「ローズ・オニールとの関係性は見いだせない」という結論と推認される。しかしながら、甲6に記載されたキューピーに係る「あかすり」、「ベビー石けん」及び「シャンプー」の容器や、被告が製造、販売する「マヨネーズ」や「ベビーフード」の容器の写真等には、いずれもローズ・オニールの創作にかかる

キューピー人形の特徴を備えたキューピー人形が描かれており、かつ、ローズ・オニール創作に係る人形の題号である「キューピー」が記載されているものであるから、「ローズ・オニールとの関係性は見いだせない」との結論は誤りである。

(3) 小括

審決は「上記(1)及び(2)によれば、キューピー人形は、米国において、1912年ないし1913年頃に大人気となったとはいえるものの、それがローズ・オニールの創作に係るものとしてのみ認識されていたか否かは明らかでない。」とするが、全くの誤りである。

上記(1)及び(2)において、審決は「ローズ・オニールとの関係性は見いだせない」としていたものである。その点については上記において、「2 無効原因(1) 本件商標の構成(イ) ローズ・オニール作成に係る人形の全体的な特徴及び細部の特徴」に記載の特徴を備えたキューピー人形が記載されていること、ローズ・オニールが創作した「KEWPIE」という人形の題号あるいはその日本語表記である「キューピー」が表示されていることから、「ローズ・オニールとの関係性は見いだせない」との判断が誤りであると指摘したところである。

上記(1)及び(2)においては、審決は「それがローズ・オニールの創作に係るものとしてのみ認識されていたか」の視点で検討されていないものであるから、その点について判断をすることは理由がないというべきである。

「キューピー人形は、我が国において、大正時代初期に紹介されて人気となるとともに、同時期にはローズ・オニールの依頼を受けた米国輸出用のビスク（磁器）製の人形の製造もされたことがうかがえる」は認める。

「その後、大正5年頃には、市販の絵はがきや年賀状にローズ・オニールが創作したイラストに描かれたキャラクターとかけ離れた日本独特の特徴を備えたキューピーの絵柄等が現れ」とする。

大正5年（1916年）の市販の絵はがきや年賀状のイラストのキャラクターは以下のとおりであるが、いずれのキャラクターも「ローズ・オニールが創作したイ

ラストに描かれたキャラクター」の特徴を備えるものである。



大正5年 市販の絵ハガキ

大正の子供と戯れるキューピーの中には、
キューピーのキャラクター「クック」「チーフ」
「カーペンター」の姿が

(甲 9 の 7 枚目)



プレゼントを運ぶキューピー

(甲 1 6 の 2 枚目)



キューピーと遊ぶ女の子

審決は「翌大正6年に製造が始まり、流行したセルロイド製のキューピー人形についても同様に、日本独特の表情を備えたものが現れたことがうかがえる。」とするが、かかる事実はない。

「20世紀の天使たち キューピーのデザイン」(甲14) 2枚目左には、下記

の写真とその説明が記載されている。



1913(大正2年)に
日本ではじめてつくられたビスク・キューピー。
高さ14.5cm

1913（大正2年）に
日本ではじめてつくられたキューピー。
高さ14.5cm

上記の人形が大正2年に日本ではじめて作られたキューピー人形である。

一方、ローズ・オニールが製造を依頼したキューピー人形（甲9・1頁中ほど）は次のとおりである。

キューピー人形

1912年、キューピー人形がアメリカで発売され始めました。彫刻家でもあるローズオニールは世界の子供達のために、すばらしいキューピー人形を作ろうと、優れた人形作りの国ドイツに製造を依頼しました。その第一号が立っている姿のスタンディングのビスクキューピーです。



STANDING KEWPIE

日本で1913年（大正2年）に製造されたキューピー人形は、ローズ・オニールが製造を委託したキューピー人形であって、ローズ・オニールの創作にかかるキューピー人形の特徴を備えるものである。

審決は「ローズ・オニールが創作したイラストに描かれたキャラクターとかけ離れた日本独特の特徴を備えたキューピーの絵柄等が現れ」たとする。前述のとおり、「日本独特の表情をもつキューピー」あるいは「ヒョーキンで愛嬌たっぷりの日本ヴァージョン」は、ローズ・オニールのオリジナルな人形でなく、また、ローズ・オニール創作のキューピー人形の特徴を備えていないものであるから、キューピー人形とは異なるものである。

原告は、本件商標を構成する人形の絵図がローズ・オニール創作に係る人形の絵図と類似すること、本件商標を構成する「KEWPIE」「キューピー」がローズ・オニール作成に係る人形の題号と同一又は類似すること、本件商標を構成する人形の絵図と「キューピー」標章が本件商標出願以前に周知・著名であったことを無効理由とするものであるところ、キューピー人形とは異なる人形が、仮に存在しても、ローズ・オニールの作成にかかるキューピー人形とその「キューピー」という題号が、本件商標以前に周知・著名であったことの認定を妨げるものではない。審決は、本件商標出願以前に、ローズ・オニールの創作にかかるキューピー人形とその「キューピー」という題号が周知・著名であったとする無効理由と関係のない事実を認定するものであって誤りである。

審決は「上記のように「日本的な、日本でデザインされ、生産されたキューピー」といえるものは、その後も、人形のみならず、被請求人の製造、販売するマヨネーズを含む様々な商品のブランド名、商品容器、広告類のイラストとして、継続的に使用され続けていることがうかがえるものの、その使用に係る商品について、ローズ・オニールとの関係性は見いだせない。」とするが誤りである。

上記において既に述べたところであるが、「2 無効原因（1）本件商標の構成（イ）ローズ・オニール作成に係る人形の全体的な特徴及び細部の特徴」に記載の特徴を備えたキューピー人形が記載されていること、ローズ・オニールが創作した「KEWPIE」という人形の題号あるいはその日本語表記である「キューピー」が表示されていることから、「ローズ・オニールとの関係性は見いだせない」とする判断は誤りである。

「キューピー人形やその名前「キューピー」(KEWPIE)は、大正時代の初めにその人形が紹介されたことをきっかけとして、我が国において知られるようになったとはいえる」とする審決の認定は、キューピー人形やその名称「キューピー」(KEWPIE)の周知性・著名性を過小評価するものであって誤りである。キューピー人形やその名称「キューピー」(KEWPIE)の周知性・著名性は、本書面「第2 請求人の主張」「2 無効原因(2) 本件商標の登録出願前における「キューピー人形の図形」及び「キューピー」標章の周知性・著名性について」において述べたとおり、本件商標出願以前において、ローズ・オニールの創作したキューピー人形の特徴を備えたキューピー人形と、その名称は、老若男女を問わず、全国津々浦々まで人気があり、著名性・周知性を獲得していたものである。

審決は「その人形や名前がローズ・オニールの創作によるものであることまで知られるようになったか否かは明らかでなく」、「ローズ・オニールがその創作者として認識されてきたとはいいい難い。」とする。審決は周知性・著名性の認定において、「キューピー人形やその名前「キューピー」(KEWPIE)の創作者が誰であるかの認知を要求するかのよう

に判示するが、キャラクターの周知性・著名性の認定において創作者の氏名の認知は不要であり全くの誤りである。この点については後述する。

審決は「さらに、大正時代の中頃以降においては、その創作者との関連なく、同一の名前の下、その創作のオリジナルからかけ離れた日本独特の特徴を備えたものが普及し、様々な商品のブランド名や広告類のイラスト等として、継続的に使用され続けていることからすれば、キューピッドを模した裸体の幼児といったイメージからなるキャラクターないしその名前を表すものとして認識されてきたとはいえる一方、ローズ・オニールがその創作者として認識されてきたとはいいい難い。」とする。

まず、「その創作者との関連なく、同一の名前の下、その創作のオリジナルからかけ離れた日本独特の特徴を備えたものが普及した」という事実はない。キューピー人形とは非なるもの(甲14)は、甲14以外には記載されていないものであつ

て、普及したという事実を認定することは誤りである。

審決は「その後、大正5年頃には、市販の絵はがきや年賀状にローズ・オニールが創作したイラストに描かれたキャラクターとかけ離れた日本独特の特徴を備えたキューピーの絵柄等が現れ」とするが、前述のとおり、大正5年（1916年）の市販の絵はがきや年賀状のイラストのキャラクターも「ローズ・オニールが創作したイラストに描かれたキャラクター」の特徴を備えるものである。

原告が主張する無効原因は、本件商標を構成する人形の絵図がローズ・オニール作成に係る人形の絵図と類似すること、本件商標を構成する「KEWPIE」「キューピー」がローズ・オニール作成に係る人形の題号と同一又は類似すること、本件商標を構成する人形の絵図と「キューピー」標章が本件商標出願以前に周知・著名であったことである。

審決は「本件商標の登録出願日（大正11年4月1日）前はもとより、その登録日（同年10月27日）以後においても、我が国において、キューピー人形やその名前「キューピー」（KEWPIE）が広く知られていたとまではいい得る」とするものであって、原告の「本件商標を構成する人形の絵図と「キューピー」標章が本件商標出願以前に周知・著名であったこと」との無効原因を認定するものに他ならない。

審決は「いずれがローズ・オニールの創作に係るものであるか又は同人の創作に係るものとは別個のものであるかなどといった峻別がされて認識されていたとは認めることができない。」という事実はない。

本件商標出願以前において、ローズ・オニールの創作したキューピー人形の特徴を備えたキューピー人形と、その名称は、老若男女を問わず、全国津々浦々まで人気があり、著名性・周知性を獲得していたものである。

前述のとおり、大正5年（1916年）の市販の絵はがきや年賀状のイラストのキャラクター（甲9、甲17）も「キューピー人形が描かれた日本画（大正6年）」（甲13）も「(イ)ローズ・オニール作成に係る人形の全体的な特徴及び細部の特徴」、すなわち、ローズ・オニール作成のキューピー人形の特徴を備えるも

のである。一方、甲14に記載された日本独特の特徴を備えた絵柄の人形はローズ・オニールのオリジナルな人形でなく、また、ローズ・オニール創作のキューピー人形の特徴を備えていないものであるから、キューピー人形とは異なるものであり、ローズ・オニール創作のキューピー人形の特徴を備えたものであるか、そうでないかの差異は誰の目にも明らかであるから、峻別することは極めて容易である。

2 「2 旧商標法第2条第1項第4号該当性について」

(1) 「旧商標法第2条第1項第4号の趣旨について」 認める。

(2) 「被請求人と「キューピー」について」

ア 審決は「イ 高碓達之助が創立した東洋製缶」の項において、「なお、中島董一郎が「キューピーマヨネーズ」と命名したことについては、大正14年3月、中島董一郎が我が国初のマヨネーズの本格的製造に着手した時に、マヨネーズの商標についての相談をした高碓達之助から「キューピー」との提案があり、それが「日本語で分かり、英語で書けて、しかも絵に描けるもの」という自分の希望に即したものである上、当時、セルロイドのキューピー人形が子供たちのマスコットになっていたこともあいまって命名した旨の記載もある（甲25）が、本件商標は、大正11年4月1日に登録出願されたものであり、その時期に大きな齟齬がある。」（59頁）とするが、以下に述べるとおり、事実認定を誤るものである。

イ 中島董一郎、被告、日魯漁業株式会社、高碓達之助等をめぐる商標の出願、登録、使用、許諾の関係は次のとおりである。

(ア) 大正11年4月1日、中島董一郎は第41類「醤油、ソース、ケチャップ、酢類一切」を指定商品として、登録出願「キューピー人形」「KEWP I E」「キューピー」からなる本件商標を出願し（甲1、2）、昭和37年1月22日、被告は本件商標の商標権を承継取得した（甲3、4）。

出 願 大正11年4月1日

出 願 人 中島 董一郎

登 録 大正11年10月27日

登録番号 第147269号

指定商品 第41類 醤油、ソース、ケチャップ、酢類一切

昭和17年 7月14日 株式会社中島董商店へ移転登録

昭和36年11月20日 株式会社キューピー商会へ移転登録

昭和37年 1月22日 被告に移転登録 (以上、甲4)

KEWPIE



キューピー

(イ) 大正5年12月7日、輸出食品株式会社はキューピー人形と「KEWPIE BRAND」からなる登録第84209号商標を出願し、日魯漁業株式会社が合併により大正10年1月30日承継取得した(甲54～57)。

出 願 大正5年12月7日

出 願 人 輸出食品株式会社

登 録 大正6年2月16日

登録番号 第84209号

指定商品 第45類 魚類罐詰 介類罐詰 獣肉罐詰 鳥肉罐詰 果物罐詰 蔬菜
罐詰其他他類ニ属セサル食料品及加味品一切 (下線は訴訟代理人による)

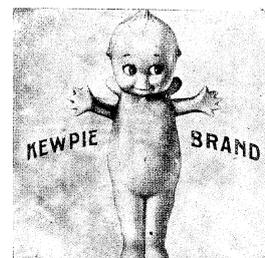
大正6年2月16日 輸出食品株式会社設定登録

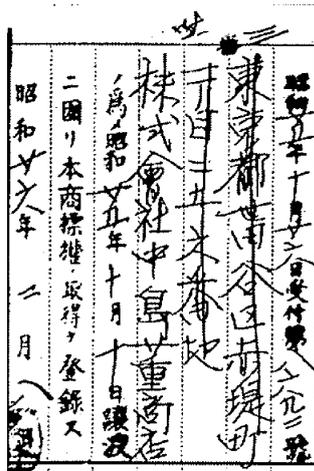
大正11年5月26日 会社合併により日魯漁業株式会社へ移転登録

大正13年4月12日 登録回復(以上、甲57甲区2番)

昭和25年10月10日 日魯漁業株式会社は株式会社中島董商店へ商標権を譲渡し、昭和26年2月8日移転登録(甲57甲区3番)

閉鎖登録簿甲区三番の「株式會社中島董商店ノ為メ昭和廿五年十月十日譲渡ニ因リ本商標権ノ取得ヲ登録ス 昭和廿六年二月八日」、すなわち、昭和25年10月10日、日魯漁業株式会社から株式会社中島董商店が本件商標権を取得して、昭和26年2月8日移転登録がなされたことを示すものである。





昭和36年11月20日 株式会社キューピー商会へ移転登録（甲57甲区4番）

昭和37年1月22日 被告は合併により移転登録（甲57甲区5番）

審決は「また、第2次世界大戦後しばらく、日魯漁業の缶詰の一等品にはアケボノ印、二等品にはキューピー印が使われていたが、食品工業社は、高碓達之助の口添えを得て、昭和25年にキューピー印を譲り受けたとされる（甲6）」（審決60頁）とする。

第1に、権利を譲渡した者は「食品工業社」ではなく輸出食品株式会社を合併した日魯漁業株式会社であり、権利を承継した者は被告ではない。

第2に、昭和25年10月10日日魯漁業株式会社が株式会社中島董商店へ登録第84209号の商標権を譲渡し、昭和26年2月8日株式会社中島董商店は移転登録し（甲57甲区3番）、昭和36年11月20日株式会社キューピー商会へ移転登録し、昭和37年1月22日合併により被告へ移転登録したものである。

（3）大正14年3月9日、中島董一郎は、キューピー人形を「KEWPIE」の文字と「BRAND」の文字の間に配し「Mayonnaise Sauce」の文字を表示した商標を出願し、その後、被告が承継取得した（甲58～61）。

出願 大正14年3月9日

出願人 中島 董一郎

登録 大正14年10月29日



登録番号 第175069号

指定商品 第41類 醤油 ソース ケチャップ 酢ノ類一切

大正14年10月29日 中島董一郎が設定登録

昭和17年7月14日 株式会社中島董商店へ移転登録

昭和36年11月20日 株式会社キューピー商会へ移転登録

昭和37年1月22日 被告へ移転登録（甲61）

審決は「ウ 中島董一郎による我が国初のマヨネーズ」の項における「発売当時のパンフレットの表紙とされるものには、「キューピー印」の文字及び「マヨネーズ」の文字を二段書きにしてなるもの下方に、キューピーの絵図を「KEWPIE」の文字と「BRAND」の文字の間に配したものと「Mayonnaise Sauce」の文字等の表示のあるラベルが貼付された商品容器の絵図を配し、さらに、それらの左方に、マヨネーズのかかった魚料理が盛りつけられた皿を手に持つ2体のキューピーの絵図が描かれている（甲18）。」（59～60頁）とする。



（甲27）



（甲18）

▲発売当時、店頭で配られたパンフレットの表紙。そのころ日本では生野菜を食べる習慣がなかったため、缶詰のカニやホタテにつけて試食販売をしたという。表紙のキューピーが持っているのも野菜のサラダではなく、マヨネーズのかかった魚料理。

左の甲27には登録175069号商標がマヨネーズ瓶に貼付されている様子がカラーで表示され、右の甲18には、同一画像がカラーで表示されており、「発売当時、店頭で配られたパンフレットの表紙。」との注釈が付されている。

審決は「キューピーの絵図を「KEWPIE」の文字と「BRAND」の文字の間に配したものと「Mayonnaise Sauce」の文字等の表示のあるラ

ベル」と認定するが、マヨネーズの瓶詰めに貼付された本件ラベルが被告の登録商標であることを見過ごすものである。

審決が認定した「キューピーの絵図を「KEWPIE」の文字と「BRAND」の文字の間に配したのものや「Mayonnaise Sauce」の文字等の表示のあるラベル」は、大正14年3月、中島董一郎がマヨネーズの本格的製造に着手した当時、マヨネーズの瓶詰めに表示したラベルは中島董一郎が大正14年3月9日に商標登録出願した第175069号商標である。なお、第175069号商標も出願前に著名なキャラクターやその名称を無断で使用するものであるから、本件商標と同じ無効原因を有することは明らかであるが、本訴の対象ではない。

(ウ) 第175069号商標使用に際しての法的障害

日魯漁業株式会社が保有する第84209号商標は、キューピー人形及び「KEWPIE BRAND」からなり、第45類「魚類罐詰 介類罐詰 獣肉罐詰 鳥肉罐詰 果物罐詰 蔬菜罐詰其他他類ニ属セサル食料品及加味品一切」を指定商品とするものである。従って、中島董一郎が第175069号商標をマヨネーズに使用するにあたっては商標が類似し、かつ、マヨネーズが同商標の指定商品「他類に属セサル食料品及び加味品」に該当するため、抵触関係が生じたものである。

中島董一郎は第175069号商標をマヨネーズに使用するにあたって、第84209号商標を保有する日魯漁業株式会社の高碓達之助から、商標使用の許諾を取り付ける必要があったものである。審決は、中島董一郎が第175069号商標をマヨネーズに使用するにあたって、日魯漁業株式会社の第84209号商標との抵触関係の存在を見過ごした誤りがある。

(エ) 小括

審決は「本件商標は、大正11年4月1日に登録出願されたものであり、その時期に大きな齟齬がある。」(59頁)とするが、「月刊政経人」(甲25)191頁の記述は、大正14年3月、中島董一郎がマヨネーズに第175069号商標を使

用するにあたって、登録第84209号商標を保有する日魯漁業株式会社の高碓達之助から、登録第175069号商標の使用許諾を取り付けたとの文脈で解さなければならぬものであって、「本件商標は、大正11年4月1日に登録出願されたものであり、その時期に大きな齟齬がある。」とする審決の判断は誤りである。

中島董一郎は、大正14年3月高碓達之助から登録第175069号商標の使用許諾を受けるより以前に、本件商標を出願していたものである。

ア 「ア 被請求人の創業者である中島董一郎は・・・」について

「本件商標は、大正11年4月1日に登録出願されたものであり、その時期に大きな齟齬がある。」(59頁)との誤った判断が影響したものと考えられるが、審決は「ア 被請求人の創業者である中島董一郎は」の項に中島董一郎による本件商標の出願の事実を認定していない。

審決「ア」の末尾に「大正11年4月1日、中島董一郎は、第41類「醤油、ソース、ケチャップ、酢類一切」を指定商品として、本件商標を登録出願した。」という事実を追加しなければならない。

イ 「イ 高碓達之助が創立した東洋製缶・・・」について

審決は「イ 高碓達之助が創立した東洋製缶(後に他社と合併して、日魯漁業となる。)は、第一次世界大戦後、輸出用だけでなく、内地売りの缶詰も製造することになり、そのラベルと商標が必要となってきたところ、当時の社長から相談された高碓達之助が「キューピーがいい」といったことから、始めはキューピー印の缶詰を売り出したとされ、それは、ちょうど我が国でもキューピー人形が人気急上昇の時期であったとされる。そして、かねてからマヨネーズの製造、販売をしたいと考えていた中島董一郎は、当該高碓達之助の話を聞いて、マヨネーズのブランドに「キューピー」を使いたいと思い、高碓達之助にお願いをし、承認を得て、マヨネーズの部類に「キューピー」を登録(本件商標)したとされる(甲6)。」とするが、前述のとおり、審決の事実認定は誤りである。

(1)「高碓達之助にお願いをし、承認を得て」は、大正14年3月、中島董一郎がマヨネーズに第175069号商標を使用するにあたって、第84209号商標

を保有する日魯漁業株式会社の高碓達之助から第175069号商標使用の許諾を取り付けたという事実を示すものである。

(2) 「かねてからマヨネーズの製造、販売をしたいと考えていた中島董一郎は、当該高碓達之助の話聞いて、マヨネーズのブランドに「キューピー」を使いたいと思った」ものではない。中島董一郎は、高碓達之助から話しを聞いた大正14年3月以前である大正11年4月1日に本件商標を既に出願していたものである。

ウ 「ウ 中島董一郎による我が国初のマヨネーズ・・・」 認める。

エ 「エ 中島董一郎は、初年度の売上げが・・・」 認める。

オ 「オ 食品工業社のマヨネーズの生産量・・・」について

「また、第2次世界大戦後しばらく、日魯漁業の缶詰の一等品にはアケボノ印、二等品にはキューピー印が使われていたが、食品工業社は、高碓達之助の口添えを得て、昭和25年にキューピー印を譲り受けたとされる(甲6)。」は、審決の誤り(その4)に記載したとおり、誤りである。

カ 「カ 被請求人は、2017年(平成29年)・・・」について

審決は「被請求人は、2017年(平成29年)7月18日の時点で、「キューピー」の文字からなる又は当該文字を構成中に有してなる標章について、我が国において、商標登録第74144号(出願日:1915年(大正4年)7月10日、登録日:1915年(大正4年)9月1日)を筆頭に、460件の商標登録を有し、商願2016-69343他9件の登録出願をしている。」は認める。

「当該商標登録に係る標章には、その構成中に「KEWP I E (k e w p i e)」の文字やキューピーの絵図を有するものも少なからずある(甲30)。」(下線は訴訟代理人による)とするが、誤りである。

2017年(平成29年)7月18日の時点で被告が保有する「KEWP I E (k e w p i e)」の英文字、「キューピー」のカタカナ、キューピー人形の絵図からなる登録商標及び出願中商標を甲30から抽出した結果は次のとおりである。

3	 登録0184079	KEWPIE∞キ ューピー	08	キューピー株式 会社	1926/04/05	1926/09/01		係属 / 存 続-登録- 継続
4	 登録0184080	KEWPIE∞ キューピー - (図) ∞キョ ーピー	21	キューピー株式 会社	1926/04/05	1926/09/01		係属 / 存 続-登録- 継続
6	 登録0186297	KEWPIE∞ キューピー人形 (図) ∞キョー ピー	29	キューピー株式 会社	1926/06/08	1926/11/08		係属 / 存 続-登録- 継続
7	 登録0247348	KEWPIE∞キ ューピー	30	キューピー株式 会社	1933/05/09	1933/10/12		係属 / 存 続-登録- 継続
37	 登録4230810	キューピー	28	キューピー株式 会社	1997/07/08	1999/01/14		係属 / 存 続-登録- 継続
40	 登録4272951	キューピー ∞KEWPIE	01	キューピー株式 会社	1998/02/20	1999/05/14		係属 / 存 続-登録- 継続
41	 登録4272952	キューピー ∞KEWPIE	02	キューピー株式 会社	1998/02/20	1999/05/14		係属 / 存 続-登録- 継続
42	 登録4272953	キューピー ∞KEWPIE	03	キューピー株式 会社	1998/02/20	1999/05/14		係属 / 存 続-登録- 継続
43	 登録4272954	キューピー ∞KEWPIE	04	キューピー株式 会社	1998/02/20	1999/05/14		係属 / 存 続-登録- 継続
44	 登録4272955	キューピー ∞KEWPIE	05	キューピー株式 会社	1998/02/20	1999/05/14		係属 / 存 続-登録- 継続
45	 登録4272956	キューピー ∞KEWPIE	18	キューピー株式 会社	1998/02/20	1999/05/14		係属 / 存 続-登録- 継続
46	 登録4275001	キューピー ∞KEWPIE	14	キューピー株式 会社	1998/02/20	1999/05/21		係属 / 存 続-登録- 継続
47	 登録4275748	キューピー ∞KEWPIE	07	キューピー株式 会社	1998/02/20	1999/05/21		係属 / 存 続-登録- 継続
48	 登録4275749	キューピー ∞KEWPIE	08	キューピー株式 会社	1998/02/20	1999/05/21		係属 / 存 続-登録- 継続
49	 登録4275750	キューピー ∞KEWPIE	11	キューピー株式 会社	1998/02/20	1999/05/21		係属 / 存 続-登録- 継続
50	 登録4275751	キューピー ∞KEWPIE	13	キューピー株式 会社	1998/02/20	1999/05/21		係属 / 存 続-登録- 継続

小計 16件

51	 登録4278358	キューピー ∞KEWPIE	06	キューピー株式会 社	1998/02/20	1999/05/28		係属 / 存続 -登録-継続
52	 登録4278359	キューピー ∞KEWPIE	09	キューピー株式会 社	1998/02/20	1999/05/28		係属 / 存続 -登録-継続
53	 登録4278360	キューピー ∞KEWPIE	12	キューピー株式会 社	1998/02/20	1999/05/28		係属 / 存続 -登録-継続
54	 登録4278361	キューピー ∞KEWPIE	15	キューピー株式会 社	1998/02/20	1999/05/28		係属 / 存続 -登録-継続
56	 登録4310288	キューピー ∞KEWPIE	17	キューピー株式会 社	1998/02/20	1999/08/27		係属 / 存続 -登録-継続
57	 登録4312606	キューピー ∞KEWPIE	19	キューピー株式会 社	1998/02/20	1999/09/03		係属 / 存続 -登録-継続
61	 登録4343450	キューピー ∞KEWPIE	22	キューピー株式会 社	1999/01/22	1999/12/10		係属 / 存続 -登録-継続
62	 登録4343451	キューピー ∞KEWPIE	25	キューピー株式会 社	1999/01/22	1999/12/10		係属 / 存続 -登録-継続
63	 登録4343452	キューピー ∞KEWPIE	26	キューピー株式会 社	1999/01/22	1999/12/10		係属 / 存続 -登録-継続
64	 登録4350982	キューピー ∞KEWPIE	10	キューピー株式会 社	1998/02/20	2000/01/14		係属 / 存続 -登録-継続
65	 登録4361611	キューピー ∞KEWPIE	38	キューピー株式会 社	1999/01/22	2000/02/10		係属 / 存続 -登録-継続
66	 登録4361612	キューピー ∞KEWPIE	41	キューピー株式会 社	1999/01/22	2000/02/10		係属 / 存続 -登録-継続
67	 登録4367653	キューピー ∞KEWPIE	20	キューピー株式会 社	1999/01/22	2000/03/10		係属 / 存続 -登録-継続
68	 登録4367654	キューピー ∞KEWPIE	27	キューピー株式会 社	1999/01/22	2000/03/10		係属 / 存続 -登録-継続
69	 登録4367655	キューピー ∞KEWPIE	28	キューピー株式会 社	1999/01/22	2000/03/10		係属 / 存続 -登録-継続
70	 登録4367656	キューピー ∞KEWPIE	34	キューピー株式会 社	1999/01/22	2000/03/10		係属 / 存続 -登録-継続

小計 16件

71	 登録4367657	キューピー ∞KEWPIE	37	キューピー株式会 社	1999/01/22	2000/03/10		係属 / 存続 -登録-継続
72	 登録4367658	キューピー ∞KEWPIE	40	キューピー株式会 社	1999/01/22	2000/03/10		係属 / 存続 -登録-継続
73	 登録4367659	キューピー ∞KEWPIE	42	キューピー株式会 社	1999/01/22	2000/03/10		係属 / 存続 -登録-継続
74	 登録4372111	キューピー ∞KEWPIE	16	キューピー株式会 社	1998/02/20	2000/03/31		係属 / 存続 -登録-継続
75	 登録4372209	キューピー ∞KEWPIE	21	キューピー株式会 社	1999/01/22	2000/03/31		係属 / 存続 -登録-継続
76	 登録4372210	キューピー ∞KEWPIE	24	キューピー株式会 社	1999/01/22	2000/03/31		係属 / 存続 -登録-継続
77	 登録4382557	キューピー ∞KEWPIE	39	キューピー株式会 社	1999/01/22	2000/05/12		係属 / 存続 -登録-継続
78	 登録4394706	キューピー ∞KEWPIE	35	キューピー株式会 社	1999/01/22	2000/06/23		係属 / 存続 -登録-継続
79	 登録4394707	キューピー ∞KEWPIE	36	キューピー株式会 社	1999/01/22	2000/06/23		係属 / 存続 -登録-継続
86	 登録4608815	KEWPIE \\ キューピー	04	キューピー株式会 社	2001/12/04	2002/09/27		係属 / 存続 -登録-継続
88	 登録4621651	KEWPIE \\ キューピー	06	キューピー株式会 社	2001/12/04	2002/11/15		係属 / 存続 -登録-継続
89	 登録4621653	KEWPIE \\ キューピー	08	キューピー株式会 社	2001/12/04	2002/11/15		係属 / 存続 -登録-継続
90	 登録4621654	KEWPIE \\ キューピー	09	キューピー株式会 社	2001/12/04	2002/11/15		係属 / 存続 -登録-継続
91	 登録4621655	KEWPIE \\ キューピー	10	キューピー株式会 社	2001/12/04	2002/11/15		係属 / 存続 -登録-継続
106	 登録4991406	キューピー∞KEWPIE	23	キューピー株式会 社	2004/12/20	2006/09/29		係属 / 存続 -登録-継続

小計 15件

108	 登録5037089	キューピー\KEWPIE	05	キューピー株式会社	2003/12/17	2007/03/30		係属 / 存続-登録-継続
110	 登録5037204	キューピー	44	キューピー株式会社	2006/07/05	2007/03/30		係属 / 存続-登録-継続
112	 登録5058707	キューピー\KEWPIE	07	キューピー株式会社	2003/12/17	2007/06/29		係属 / 存続-登録-継続
113	 登録5058708	キューピー\KEWPIE	11	キューピー株式会社	2003/12/17	2007/06/29		係属 / 存続-登録-継続
118	 登録5073274	キューピー	36	キューピー株式会社	2007/01/09	2007/08/24		係属 / 存続-登録-継続
119	 登録5073275	キューピー	37	キューピー株式会社	2007/01/09	2007/08/24		係属 / 存続-登録-継続
120	 登録5073276	キューピー	38	キューピー株式会社	2007/01/09	2007/08/24		係属 / 存続-登録-継続
121	 登録5073277	キューピー	39	キューピー株式会社	2007/01/09	2007/08/24		係属 / 存続-登録-継続
122	 登録5073278	キューピー	40	キューピー株式会社	2007/01/09	2007/08/24		係属 / 存続-登録-継続
123	 登録5073279	キューピー	41	キューピー株式会社	2007/01/09	2007/08/24		係属 / 存続-登録-継続
124	 登録5073280	キューピー	42	キューピー株式会社	2007/01/09	2007/08/24		係属 / 存続-登録-継続
125	 登録5073281	キューピー	45	キューピー株式会社	2007/01/09	2007/08/24		係属 / 存続-登録-継続
126	 登録5080868	キューピー	43	キューピー株式会社	2007/01/09	2007/09/28		係属 / 存続-登録-継続
127	 登録5084581	キューピー\KEWPIE	14	キューピー株式会社	2005/12/29	2007/10/19		係属 / 存続-登録-継続

小計 14件

142	 登録5446871	KEWPIE\キューピー	35	キューピー株式会社	2011/04/05	2011/10/28		係属 / 存続-登録-継続
143	 登録5446872	KEWPIE\キューピー	37	キューピー株式会社	2011/04/05	2011/10/28		係属 / 存続-登録-継続
144	 登録5446873	KEWPIE\キューピー	37	キューピー株式会社	2011/04/05	2011/10/28		係属 / 存続-登録-継続
145	 登録5446874	KEWPIE\キューピー	37	キューピー株式会社	2011/04/05	2011/10/28		係属 / 存続-登録-継続
146	 登録5446875	KEWPIE\キューピー	37	キューピー株式会社	2011/04/05	2011/10/28		係属 / 存続-登録-継続
147	 登録5446876	KEWPIE\キューピー	37	キューピー株式会社	2011/04/05	2011/10/28		係属 / 存続-登録-継続
148	 登録5446877	KEWPIE\キューピー	39	キューピー株式会社	2011/04/05	2011/10/28		係属 / 存続-登録-継続
149	 登録5446878	KEWPIE\キューピー	39	キューピー株式会社	2011/04/05	2011/10/28		係属 / 存続-登録-継続
150	 登録5446879	KEWPIE\キューピー	40	キューピー株式会社	2011/04/05	2011/10/28		係属 / 存続-登録-継続
151	 登録5446880	KEWPIE\ キューピー	40	キューピー株式会社	2011/04/05	2011/10/28		係属 / 存続-登録-継続
152	 登録5453308	KEWPIE\ キューピー	41	キューピー株式会社	2011/04/05	2011/11/25		係属 / 存続-登録-継続
153	 登録5453309	KEWPIE\ キューピー	41	キューピー株式会社	2011/04/05	2011/11/25		係属 / 存続-登録-継続
154	 登録5453310	KEWPIE\ キューピー	42	キューピー株式会社	2011/04/05	2011/11/25		係属 / 存続-登録-継続
155	 登録5453311	KEWPIE\ キューピー	43	キューピー株式会社	2011/04/05	2011/11/25		係属 / 存続-登録-継続
156	 登録5453312	KEWPIE\ キューピー	45	キューピー株式会社	2011/04/05	2011/11/25		係属 / 存続-登録-継続

小計 15件

158	 登録5496847	KEWPIE\ キュービー	35	キュービー株式会 社	2011/12/28	2012/05/25		係属 / 存続 -登録-継続
159	 登録5496848	KEWPIE\ キュービー	36	キュービー株式会 社	2011/12/28	2012/05/25		係属 / 存続 -登録-継続
160	 登録5496849	KEWPIE\ キュービー	37	キュービー株式会 社	2011/12/28	2012/05/25		係属 / 存続 -登録-継続
161	 登録5496850	KEWPIE\ キュービー	37	キュービー株式会 社	2011/12/28	2012/05/25		係属 / 存続 -登録-継続
162	 登録5496851	KEWPIE\ キュービー	37	キュービー株式会 社	2011/12/28	2012/05/25		係属 / 存続 -登録-継続
163	 登録5496852	KEWPIE\ キュービー	37	キュービー株式会 社	2011/12/28	2012/05/25		係属 / 存続 -登録-継続
164	 登録5496853	KEWPIE\ キュービー	37	キュービー株式会 社	2011/12/28	2012/05/25		係属 / 存続 -登録-継続
165	 登録5496854	KEWPIE\ キュービー	39	キュービー株式会 社	2011/12/28	2012/05/25		係属 / 存続 -登録-継続
166	 登録5496855	KEWPIE\ キュービー	39	キュービー株式会 社	2011/12/28	2012/05/25		係属 / 存続 -登録-継続
167	 登録5496856	KEWPIE\ キュービー	40	キュービー株式会 社	2011/12/28	2012/05/25		係属 / 存続 -登録-継続
168	 登録5496857	KEWPIE\ キュービー	40	キュービー株式会 社	2011/12/28	2012/05/25		係属 / 存続 -登録-継続
169	 登録5496858	KEWPIE\ キュービー	41	キュービー株式会 社	2011/12/28	2012/05/25		係属 / 存続 -登録-継続
170	 登録5496859	KEWPIE\ キュービー	41	キュービー株式会 社	2011/12/28	2012/05/25		係属 / 存続 -登録-継続
171	 登録5496860	KEWPIE\ キュービー	42	キュービー株式会 社	2011/12/28	2012/05/25		係属 / 存続 -登録-継続
172	 登録5496861	KEWPIE\ キュービー	44	キュービー株式会 社	2011/12/28	2012/05/25		係属 / 存続 -登録-継続
173	 登録5496862	KEWPIE\ キュービー	45	キュービー株式会 社	2011/12/28	2012/05/25		係属 / 存続 -登録-継続

小計 16件

175	 登録5520131	キューピー	07	キューピー株式会社	2005/12/29	2012/09/07		係属 / 存続 -登録-継続
176	 登録5520132	キューピー	09	キューピー株式会社	2005/12/29	2012/09/07		係属 / 存続 -登録-継続
177	 登録5520133	キューピー	11	キューピー株式会社	2005/12/29	2012/09/07		係属 / 存続 -登録-継続
178	 登録5520134	キューピー	12	キューピー株式会社	2005/12/29	2012/09/07		係属 / 存続 -登録-継続
179	 登録5520135	キューピー	13	キューピー株式会社	2005/12/29	2012/09/07		係属 / 存続 -登録-継続
180	 登録5520136	キューピー	15	キューピー株式会社	2005/12/29	2012/09/07		係属 / 存続 -登録-継続
181	 登録5520137	キューピー	24	キューピー株式会社	2007/01/09	2012/09/07		係属 / 存続 -登録-継続
182	 登録5520138	キューピー	34	キューピー株式会社	2007/01/09	2012/09/07		係属 / 存続 -登録-継続
183	 登録5520139	KEWPIE∞ キューピー	06	キューピー株式会社	2008/10/16	2012/09/07		係属 / 存続 -登録-継続
184	 登録5520140	KEWPIE∞ キューピー	06	キューピー株式会社	2008/10/16	2012/09/07		係属 / 存続 -登録-継続
185	 登録5520141	KEWPIE∞ キューピー	08	キューピー株式会社	2008/10/16	2012/09/07		係属 / 存続 -登録-継続
186	 登録5520142	KEWPIE∞ キューピー	17	キューピー株式会社	2008/10/16	2012/09/07		係属 / 存続 -登録-継続
187	 登録5520143	KEWPIE∞ キューピー	19	キューピー株式会社	2008/10/16	2012/09/07		係属 / 存続 -登録-継続
188	 登録5520144	KEWPIE∞ キューピー	20	キューピー株式会社	2008/10/16	2012/09/07		係属 / 存続 -登録-継続
189	 登録5520145	KEWPIE∞ キューピー	20	キューピー株式会社	2008/10/16	2012/09/07		係属 / 存続 -登録-継続

小計 15件

190	 登録5520146	KEWPIE [∞] キューピー	21	キューピー株式会 社	2008/10/16	2012/09/07		係属 / 存続 -登録-継続
191	 登録5520147	KEWPIE [∞] キューピー	21	キューピー株式会 社	2008/10/16	2012/09/07		係属 / 存続 -登録-継続
192	 登録5520148	KEWPIE [∞] キューピー	14	キューピー株式会 社	2009/08/04	2012/09/07		係属 / 存続 -登録-継続
193	 登録5520149	KEWPIE [∞] キューピー	16	キューピー株式会 社	2009/08/04	2012/09/07		係属 / 存続 -登録-継続
194	 登録5520150	KEWPIE [∞] キューピー	17	キューピー株式会 社	2009/08/04	2012/09/07		係属 / 存続 -登録-継続
195	 登録5520151	KEWPIE [∞] キューピー	20	キューピー株式会 社	2009/08/04	2012/09/07		係属 / 存続 -登録-継続
196	 登録5520152	KEWPIE [∞] キューピー	20	キューピー株式会 社	2009/08/04	2012/09/07		係属 / 存続 -登録-継続
197	 登録5520153	KEWPIE [∞] キューピー	21	キューピー株式会 社	2009/08/04	2012/09/07		係属 / 存続 -登録-継続
198	 登録5520154	KEWPIE [∞] キューピー	22	キューピー株式会 社	2009/08/04	2012/09/07		係属 / 存続 -登録-継続
199	 登録5520155	KEWPIE [∞] キューピー	26	キューピー株式会 社	2009/08/04	2012/09/07		係属 / 存続 -登録-継続
200	 登録5520156	KEWPIE [∞] キューピー	31	キューピー株式会 社	2009/08/04	2012/09/07		係属 / 存続 -登録-継続
201	 登録5520157	KEWPIE [∞] キューピー	06	キューピー株式会 社	2010/02/02	2012/09/07		係属 / 存続-登録- 継続
202	 登録5520158	KEWPIE [∞] キューピー	10	キューピー株式会 社	2010/02/02	2012/09/07		係属 / 存続-登録- 継続
203	 登録5520159	KEWPIE [∞] キューピー	16	キューピー株式会 社	2010/02/02	2012/09/07		係属 / 存続-登録- 継続
204	 登録5520160	KEWPIE [∞] キューピー	17	キューピー株式会 社	2010/02/02	2012/09/07		係属 / 存続-登録- 継続

小計 15件

205	 登録5520161	KEWPIE [∞] キューピー	19	キューピー株式会社	2010/02/02	2012/09/07		係属 / 存 続-登録- 継続
206	 登録5520162	KEWPIE [∞] キューピー	20	キューピー株式会社	2010/02/02	2012/09/07		係属 / 存 続-登録- 継続
207	 登録5520163	KEWPIE [∞] キューピー	20	キューピー株式会社	2010/02/02	2012/09/07		係属 / 存 続-登録- 継続
208	 登録5520164	KEWPIE [∞] キューピー	21	キューピー株式会社	2010/02/02	2012/09/07		係属 / 存 続-登録- 継続
209	 登録5520165	KEWPIE [∞] キューピー	22	キューピー株式会社	2010/02/02	2012/09/07		係属 / 存 続-登録- 継続
210	 登録5520166	KEWPIE [∞] キューピー	31	キューピー株式会社	2010/02/02	2012/09/07		係属 / 存 続-登録- 継続
211	 登録5525245	KEWPIE [∞] キューピー	01	キューピー株式会社	2008/10/16	2012/09/28		係属 / 存 続-登録- 継続
212	 登録5525246	KEWPIE [∞] キューピー	03	キューピー株式会社	2008/10/16	2012/09/28		係属 / 存 続-登録- 継続
213	 登録5525247	KEWPIE [∞] キューピー	02	キューピー株式会社	2010/02/02	2012/09/28		係属 / 存 続-登録- 継続
216	 登録5530767	KEWPIE [∞] キューピー	01	キューピー株式会社	2009/08/04	2012/10/26		係属 / 存 続-登録- 継続
217	 登録5530768	KEWPIE [∞] キューピー	04	キューピー株式会社	2009/08/04	2012/10/26		係属 / 存 続-登録- 継続
218	 登録5539739	キューピー	01	キューピー株式会社	2005/12/29	2012/11/30		係属 / 存 続-登録- 継続
219	 登録5539740	キューピー	02	キューピー株式会社	2005/12/29	2012/11/30		係属 / 存 続-登録- 継続
220	 登録5539741	キューピー	03	キューピー株式会社	2005/12/29	2012/11/30		係属 / 存 続-登録- 継続
221	 登録5539742	キューピー	04	キューピー株式会社	2005/12/29	2012/11/30		係属 / 存 続-登録- 継続

小計 15件

224	 登録5584874	KEWPIE [∞] キューピー	06	キューピー株式会社	2009/08/04	2013/05/24		係属 / 存 続-登録- 継続
225	 登録5584875	KEWPIE [∞] キューピー	06	キューピー株式会社	2009/08/04	2013/05/24		係属 / 存 続-登録- 継続
226	 登録5584876	KEWPIE [∞] キューピー	19	キューピー株式会社	2009/08/04	2013/05/24		係属 / 存 続-登録- 継続
227	 登録5594459	キューピー	05	キューピー株式会社	2005/12/29	2013/06/28		係属 / 存 続-登録- 継続
228	 登録5594460	キューピー	06	キューピー株式会社	2005/12/29	2013/06/28		係属 / 存 続-登録- 継続
229	 登録5594461	キューピー	08	キューピー株式会社	2005/12/29	2013/06/28		係属 / 存 続-登録- 継続
230	 登録5594462	キューピー	10	キューピー株式会社	2005/12/29	2013/06/28		係属 / 存 続-登録- 継続
231	 登録5594463	キューピー	19	キューピー株式会社	2005/12/29	2013/06/28		係属 / 存 続-登録- 継続
232	 登録5594464	キュー ピー\KEWPIE	28	キューピー株式会社	2007/01/09	2013/06/28		係属 / 存 続-登録- 継続
233	 登録5594465	キューピー	20	キューピー株式会社	2007/01/09	2013/06/28		係属 / 存 続-登録- 継続
234	 登録5594466	キューピー	21	キューピー株式会社	2007/01/09	2013/06/28		係属 / 存 続-登録- 継続
235	 登録5594467	キューピー	22	キューピー株式会社	2007/01/09	2013/06/28		係属 / 存 続-登録- 継続
236	 登録5594468	キューピー	25	キューピー株式会社	2007/01/09	2013/06/28		係属 / 存 続-登録- 継続
237	 登録5594469	キューピー	26	キューピー株式会社	2007/01/09	2013/06/28		係属 / 存 続-登録- 継続

小計 14件

238	 登録5594470	キューピー	27	キューピー株式会社	2007/01/09	2013/06/28		係属 / 存続-登録-継続
239	 登録5594957	kewpie\ キューピー	41	キューピー株式会社	2013/02/13	2013/06/28		係属 / 存続-登録-継続
240	 登録5594958	kewpie\ キューピー	41	キューピー株式会社	2013/02/13	2013/06/28		係属 / 存続-登録-継続
241	 登録5594959	kewpie\ キューピー	41	キューピー株式会社	2013/02/13	2013/06/28		係属 / 存続-登録-継続
242	 登録5594960	kewpie\ キューピー	41	キューピー株式会社	2013/02/13	2013/06/28		係属 / 存続-登録-継続
243	 登録5594961	kewpie\ キューピー	41	キューピー株式会社	2013/02/13	2013/06/28		係属 / 存続-登録-継続
244	 登録5594962	kewpie\ キューピー	41	キューピー株式会社	2013/02/13	2013/06/28		係属 / 存続-登録-継続
245	 登録5594963	kewpie\ キューピー	42	キューピー株式会社	2013/02/13	2013/06/28		係属 / 存続-登録-継続
246	 登録5594964	kewpie\ キューピー	42	キューピー株式会社	2013/02/13	2013/06/28		係属 / 存続-登録-継続
247	 登録5594965	kewpie\ キューピー	42	キューピー株式会社	2013/02/13	2013/06/28		係属 / 存続-登録-継続
248	 登録5594966	kewpie\ キューピー	43	キューピー株式会社	2013/02/13	2013/06/28		係属 / 存続-登録-継続
249	 登録5594967	kewpie\ キューピー	43	キューピー株式会社	2013/02/13	2013/06/28		係属 / 存続-登録-継続
250	 登録5594968	kewpie\ キューピー	44	キューピー株式会社	2013/02/13	2013/06/28		係属 / 存続-登録-継続

小計 13件

251	 登録5594969	ke w p i e \ キユーピー	44	キユーピー株式会社	2013/02/13	2013/06/28		係属 / 存 続-登録- 継続
252	 登録5594970	ke w p i e \ キユーピー	45	キユーピー株式会社	2013/02/13	2013/06/28		係属 / 存 続-登録- 継続
253	 登録5594971	ke w p i e \ キユーピー	45	キユーピー株式会社	2013/02/13	2013/06/28		係属 / 存 続-登録- 継続
254	 登録5594972	ke w p i e \ キユーピー	18	キユーピー株式会社	2013/02/13	2013/06/28		係属 / 存 続-登録- 継続
255	 登録5594973	ke w p i e \ キユーピー	33	キユーピー株式会社	2013/02/13	2013/06/28		係属 / 存 続-登録- 継続
256	 登録5602383	キユー ピー\KEWPIE	16	キユーピー株式会社	2005/12/29	2013/07/26		係属 / 存 続-登録- 継続
257	 登録5602384	キユーピー	17	キユーピー株式会社	2005/12/29	2013/07/26		係属 / 存 続-登録- 継続
258	 登録5602465	ke w p i e \ キユーピー	35	キユーピー株式会社	2013/02/13	2013/07/26		係属 / 存 続-登録- 継続
259	 登録5602466	ke w p i e \ キユーピー	35	キユーピー株式会社	2013/02/13	2013/07/26		係属 / 存 続-登録- 継続
260	 登録5602467	ke w p i e \ キユーピー	36	キユーピー株式会社	2013/02/13	2013/07/26		係属 / 存 続-登録- 継続
261	 登録5602468	ke w p i e \ キユーピー	37	キユーピー株式会社	2013/02/13	2013/07/26		係属 / 存 続-登録- 継続
262	 登録5602469	ke w p i e \ キユーピー	37	キユーピー株式会社	2013/02/13	2013/07/26		係属 / 存 続-登録- 継続
263	 登録5602470	ke w p i e \ キユーピー	37	キユーピー株式会社	2013/02/13	2013/07/26		係属 / 存 続-登録- 継続
264	 登録5602471	ke w p i e \ キユーピー	37	キユーピー株式会社	2013/02/13	2013/07/26		係属 / 存 続-登録- 継続
265	 登録5602472	ke w p i e \ キユーピー	37	キユーピー株式会社	2013/02/13	2013/07/26		係属 / 存 続-登録- 継続
266	 登録5602473	ke w p i e \ キユーピー	37	キユーピー株式会社	2013/02/13	2013/07/26		係属 / 存 続-登録- 継続

小計 16件

267	 登録5602474	ke w p i e \ キューピー	37	キューピー株式会 社	2013/02/13	2013/07/26		係属 / 存 続-登録- 継続
268	 登録5602475	ke w p i e \ キューピー	37	キューピー株式会 社	2013/02/13	2013/07/26		係属 / 存 続-登録- 継続
269	 登録5602476	ke w p i e \ キューピー	37	キューピー株式会 社	2013/02/13	2013/07/26		係属 / 存 続-登録- 継続
270	 登録5602477	ke w p i e \ キューピー	37	キューピー株式会 社	2013/02/13	2013/07/26		係属 / 存 続-登録- 継続
271	 登録5602478	ke w p i e \ キューピー	37	キューピー株式会 社	2013/02/13	2013/07/26		係属 / 存 続-登録- 継続
272	 登録5602479	ke w p i e \ キューピー	37	キューピー株式会 社	2013/02/13	2013/07/26		係属 / 存 続-登録- 継続
273	 登録5602480	ke w p i e \ キューピー	37	キューピー株式会 社	2013/02/13	2013/07/26		係属 / 存 続-登録- 継続
274	 登録5602481	ke w p i e \ キューピー	37	キューピー株式会 社	2013/02/13	2013/07/26		係属 / 存 続-登録- 継続
275	 登録5602482	ke w p i e \ キューピー	38	キューピー株式会 社	2013/02/13	2013/07/26		係属 / 存 続-登録- 継続
276	 登録5602483	ke w p i e \ キューピー	39	キューピー株式会 社	2013/02/13	2013/07/26		係属 / 存 続-登録- 継続
277	 登録5602484	ke w p i e \ キューピー	39	キューピー株式会 社	2013/02/13	2013/07/26		係属 / 存 続-登録- 継続
278	 登録5602485	ke w p i e \ キューピー	39	キューピー株式会 社	2013/02/13	2013/07/26		係属 / 存 続-登録- 継続
279	 登録5602486	ke w p i e \ キューピー	39	キューピー株式会 社	2013/02/13	2013/07/26		係属 / 存 続-登録- 継続
280	 登録5602487	ke w p i e \ キューピー	39	キューピー株式会 社	2013/02/13	2013/07/26		係属 / 存 続-登録- 継続
281	 登録5602488	ke w p i e \ キューピー	39	キューピー株式会 社	2013/02/13	2013/07/26		係属 / 存 続-登録- 継続
282	 登録5602489	ke w p i e \ キューピー	40	キューピー株式会 社	2013/02/13	2013/07/26		係属 / 存 続-登録- 継続

小計 16件

283	 登録5602490	ke w p i e \ キューピー	40	キューピー株式会社	2013/02/13	2013/07/26		係属 / 存 続-登録- 継続
284	 登録5602491	ke w p i e \ キューピー	40	キューピー株式会社	2013/02/13	2013/07/26		係属 / 存 続-登録- 継続
285	 登録5602492	ke w p i e \ キューピー	40	キューピー株式会社	2013/02/13	2013/07/26		係属 / 存 続-登録- 継続
286	 登録5602493	ke w p i e \ キューピー	40	キューピー株式会社	2013/02/13	2013/07/26		係属 / 存 続-登録- 継続
287	 登録5602494	ke w p i e \ キューピー	40	キューピー株式会社	2013/02/13	2013/07/26		係属 / 存 続-登録- 継続
288	 登録5602495	ke w p i e \ キューピー	45	キューピー株式会社	2013/02/13	2013/07/26		係属 / 存 続-登録- 継続
289	 登録5603673	KE W P I E ∞ キューピー	18	キューピー株式会社	2008/10/16	2013/08/02		係属 / 存 続-登録- 継続
290	 登録5611786	ke w p i e \ キューピー	35	キューピー株式会社	2013/02/13	2013/08/30		係属 / 存 続-登録- 継続
291	 登録5611787	ke w p i e \ キューピー	36	キューピー株式会社	2013/02/13	2013/08/30		係属 / 存 続-登録- 継続
292	 登録5625757	KE W P I E \ キューピー	01	キューピー株式会社	2011/04/05	2013/10/25		係属 / 存 続-登録- 継続
293	 登録5625758	KE W P I E \ キューピー	03	キューピー株式会社	2011/04/05	2013/10/25		係属 / 存 続-登録- 継続
294	 登録5625759	KE W P I E \ キューピー	34	キューピー株式会社	2011/04/05	2013/10/25		係属 / 存 続-登録- 継続
297	 登録5695080	KE W P I E \ キューピー	15	キューピー株式会社	2014/03/20	2014/08/15		係属 / 存 続-登録- 継続
298	 登録5695081	KE W P I E \ キューピー	16	キューピー株式会社	2014/03/20	2014/08/15		係属 / 存 続-登録- 継続
299	 登録5695082	KE W P I E \ キューピー	16	キューピー株式会社	2014/03/20	2014/08/15		係属 / 存 続-登録- 継続
300	 登録5695083	KE W P I E \ キューピー	16	キューピー株式会社	2014/03/20	2014/08/15		係属 / 存 続-登録- 継続

小計 16件

301	 登録5695084	KEWPIE\ キューピー	17	キューピー株式会 社	2014/03/20	2014/08/15		係属 / 存続 -登録-継続
302	 登録5695085	KEWPIE\ キューピー	17	キューピー株式会 社	2014/03/20	2014/08/15		係属 / 存続 -登録-継続
303	 登録5695086	KEWPIE\ キューピー	17	キューピー株式会 社	2014/03/20	2014/08/15		係属 / 存続 -登録-継続
304	 登録5695087	KEWPIE\ キューピー	18	キューピー株式会 社	2014/03/20	2014/08/15		係属 / 存続 -登録-継続
305	 登録5695088	KEWPIE\ キューピー	20	キューピー株式会 社	2014/03/20	2014/08/15		係属 / 存続 -登録-継続
306	 登録5695089	KEWPIE\ キューピー	20	キューピー株式会 社	2014/03/20	2014/08/15		係属 / 存続 -登録-継続
307	 登録5695090	KEWPIE\ キューピー	20	キューピー株式会 社	2014/03/20	2014/08/15		係属 / 存続 -登録-継続
308	 登録5695091	KEWPIE\ キューピー	20	キューピー株式会 社	2014/03/20	2014/08/15		係属 / 存続 -登録-継続
309	 登録5695092	KEWPIE\ キューピー	20	キューピー株式会 社	2014/03/20	2014/08/15		係属 / 存続 -登録-継続
310	 登録5695093	KEWPIE\ キューピー	20	キューピー株式会 社	2014/03/20	2014/08/15		係属 / 存続 -登録-継続
311	 登録5695094	KEWPIE\ キューピー	23	キューピー株式会 社	2014/03/20	2014/08/15		係属 / 存続 -登録-継続
312	 登録5695095	KEWPIE\ キューピー	31	キューピー株式会 社	2014/03/20	2014/08/15		係属 / 存続 -登録-継続
313	 登録5695096	KEWPIE\ キューピー	31	キューピー株式会 社	2014/03/20	2014/08/15		係属 / 存続 -登録-継続
314	 登録5695097	KEWPIE\ キューピー	31	キューピー株式会 社	2014/03/20	2014/08/15		係属 / 存続 -登録-継続
315	 登録5695098	KEWPIE\ キューピー	33	キューピー株式会 社	2014/03/20	2014/08/15		係属 / 存続 -登録-継続
316	 登録5695099	KEWPIE\ キューピー	34	キューピー株式会 社	2014/03/20	2014/08/15		係属 / 存続 -登録-継続

小計 16件

318	 登録5744612	KEWPIE\ キューピー	19	キューピー株式会 社	2014/03/20	2015/02/27		係属 / 存続 -登録-継続
319	 登録5744613	KEWPIE\ キューピー	19	キューピー株式会 社	2014/03/20	2015/02/27		係属 / 存続 -登録-継続
320	 登録5744614	KEWPIE\ キューピー	19	キューピー株式会 社	2014/03/20	2015/02/27		係属 / 存続 -登録-継続
321	 登録5744615	KEWPIE\ キューピー	19	キューピー株式会 社	2014/03/20	2015/02/27		係属 / 存続 -登録-継続
323	 登録5767910	KEWPIE\ キューピー	21	キューピー株式会 社	2014/03/20	2015/05/29		係属 / 存続 -登録-継続
324	 登録5767911	KEWPIE\ キューピー	21	キューピー株式会 社	2014/03/20	2015/05/29		係属 / 存続 -登録-継続
325	 登録5767912	KEWPIE\ キューピー	21	キューピー株式会 社	2014/03/20	2015/05/29		係属 / 存続 -登録-継続
326	 登録5767913	KEWPIE\ キューピー	21	キューピー株式会 社	2014/03/20	2015/05/29		係属 / 存続 -登録-継続
327	 登録5767914	KEWPIE\ キューピー	22	キューピー株式会 社	2014/03/20	2015/05/29		係属 / 存続 -登録-継続
328	 登録5767915	KEWPIE\ キューピー	22	キューピー株式会 社	2014/03/20	2015/05/29		係属 / 存続 -登録-継続
329	 登録5767916	KEWPIE\ キューピー	24	キューピー株式会 社	2014/03/20	2015/05/29		係属 / 存続 -登録-継続
330	 登録5767917	KEWPIE\ キューピー	24	キューピー株式会 社	2014/03/20	2015/05/29		係属 / 存続 -登録-継続
331	 登録5767918	KEWPIE\ キューピー	25	キューピー株式会 社	2014/03/20	2015/05/29		係属 / 存続 -登録-継続
332	 登録5767919	KEWPIE\ キューピー	26	キューピー株式会 社	2014/03/20	2015/05/29		係属 / 存続 -登録-継続
333	 登録5767920	KEWPIE\ キューピー	26	キューピー株式会 社	2014/03/20	2015/05/29		係属 / 存続 -登録-継続

小計 15件

334	 登録5767921	KEWPIE\ キューピー	27	キューピー株式会 社	2014/03/20	2015/05/29		係属 / 存続 -登録-継続
335	 登録5767922	KEWPIE\ キューピー	28	キューピー株式会 社	2014/03/20	2015/05/29		係属 / 存続 -登録-継続
336	 登録5768094	キューピー ∞kewpie	06	キューピー株式会 社	2015/02/03	2015/05/29		係属 / 存続 -登録-継続
337	 登録5768095	キューピー ∞kewpie	06	キューピー株式会 社	2015/02/03	2015/05/29		係属 / 存続 -登録-継続
338	 登録5768096	キューピー ∞kewpie	06	キューピー株式会 社	2015/02/03	2015/05/29		係属 / 存続 -登録-継続
339	 登録5768097	キューピー ∞kewpie	06	キューピー株式会 社	2015/02/03	2015/05/29		係属 / 存続 -登録-継続
340	 登録5768098	キューピー ∞kewpie	06	キューピー株式会 社	2015/02/03	2015/05/29		係属 / 存続 -登録-継続
341	 登録5768099	キューピー ∞kewpie	06	キューピー株式会 社	2015/02/03	2015/05/29		係属 / 存続 -登録-継続
342	 登録5768100	キューピー ∞kewpie	07	キューピー株式会 社	2015/02/03	2015/05/29		係属 / 存続 -登録-継続
343	 登録5768101	キューピー ∞kewpie	07	キューピー株式会 社	2015/02/03	2015/05/29		係属 / 存続 -登録-継続
344	 登録5768102	キューピー ∞kewpie	07	キューピー株式会 社	2015/02/03	2015/05/29		係属 / 存続 -登録-継続
345	 登録5768103	キューピー ∞kewpie	07	キューピー株式会 社	2015/02/03	2015/05/29		係属 / 存続 -登録-継続
346	 登録5768104	キューピー ∞kewpie	07	キューピー株式会 社	2015/02/03	2015/05/29		係属 / 存続 -登録-継続
347	 登録5768105	キューピー ∞kewpie	07	キューピー株式会 社	2015/02/03	2015/05/29		係属 / 存続 -登録-継続
348	 登録5768106	キューピー ∞kewpie	08	キューピー株式会 社	2015/02/03	2015/05/29		係属 / 存続 -登録-継続
349	 登録5768107	キューピー ∞kewpie	08	キューピー株式会 社	2015/02/03	2015/05/29		係属 / 存続 -登録-継続
350	 登録5768108	キューピー ∞kewpie	09	キューピー株式会 社	2015/02/03	2015/05/29		係属 / 存続 -登録-継続

小計 17件

351	 登録5768109	キューピー ∞kewpie	09	キューピー株式会 社	2015/02/03	2015/05/29	 kewpie	係属 / 存 続-登録- 継続
352	 登録5768110	キューピー ∞kewpie	09	キューピー株式会 社	2015/02/03	2015/05/29	 kewpie	係属 / 存 続-登録- 継続
353	 登録5768111	キューピー ∞kewpie	09	キューピー株式会 社	2015/02/03	2015/05/29	 kewpie	係属 / 存 続-登録- 継続
354	 登録5768112	キューピー ∞kewpie	09	キューピー株式会 社	2015/02/03	2015/05/29	 kewpie	係属 / 存 続-登録- 継続
355	 登録5768113	キューピー ∞kewpie	09	キューピー株式会 社	2015/02/03	2015/05/29	 kewpie	係属 / 存 続-登録- 継続
356	 登録5768114	キューピー ∞kewpie	10	キューピー株式会 社	2015/02/03	2015/05/29	 kewpie	係属 / 存 続-登録- 継続
357	 登録5768115	キューピー ∞kewpie	11	キューピー株式会 社	2015/02/03	2015/05/29	 kewpie	係属 / 存 続-登録- 継続
358	 登録5768116	キューピー ∞kewpie	11	キューピー株式会 社	2015/02/03	2015/05/29	 kewpie	係属 / 存 続-登録- 継続
359	 登録5768117	キューピー ∞kewpie	11	キューピー株式会 社	2015/02/03	2015/05/29	 kewpie	係属 / 存 続-登録- 継続
360	 登録5768118	キューピー ∞kewpie	11	キューピー株式会 社	2015/02/03	2015/05/29	 kewpie	係属 / 存 続-登録- 継続
361	 登録5768119	キューピー ∞kewpie	11	キューピー株式会 社	2015/02/03	2015/05/29	 kewpie	係属 / 存 続-登録- 継続
362	 登録5768120	キューピー ∞kewpie	12	キューピー株式会 社	2015/02/03	2015/05/29	 kewpie	係属 / 存 続-登録- 継続
363	 登録5768121	キューピー ∞kewpie	12	キューピー株式会 社	2015/02/03	2015/05/29	 kewpie	係属 / 存 続-登録- 継続
364	 登録5768122	キューピー ∞kewpie	13	キューピー株式会 社	2015/02/03	2015/05/29	 kewpie	係属 / 存 続-登録- 継続
365	 登録5774455	キューピー ∞kewpie	01	キューピー株式会 社	2015/02/03	2015/06/26	 kewpie	係属 / 存 続-登録- 継続
366	 登録5774456	キューピー ∞kewpie	01	キューピー株式会 社	2015/02/03	2015/06/26	 kewpie	係属 / 存 続-登録- 継続

小計 16件

367	 登録5774457	キューピー ∞kewpie	02	キューピー株式会 社	2015/02/03	2015/06/26	 kewpie	係属 / 存 続-登録- 継続
368	 登録5774458	キューピー ∞kewpie	03	キューピー株式会 社	2015/02/03	2015/06/26	 kewpie	係属 / 存 続-登録- 継続
369	 登録5774459	キューピー ∞kewpie	04	キューピー株式会 社	2015/02/03	2015/06/26	 kewpie	係属 / 存 続-登録- 継続
370	 登録5774460	キューピー ∞kewpie	05	キューピー株式会 社	2015/02/03	2015/06/26	 kewpie	係属 / 存 続-登録- 継続
371	 登録5774461	キューピー ∞kewpie	14	キューピー株式会 社	2015/02/03	2015/06/26	 kewpie	係属 / 存 続-登録- 継続
372	 登録5774462	キューピー ∞kewpie	37	キューピー株式会 社	2015/02/03	2015/06/26	 kewpie	係属 / 存 続-登録- 継続
373	 登録5774463	キューピー ∞kewpie	40	キューピー株式会 社	2015/02/03	2015/06/26	 kewpie	係属 / 存 続-登録- 継続
379	 登録5870654	KEWPIE\ キューピー	35	キューピー株式会 社	2016/02/02	2016/07/29	 KEWPIE キューピー	係属 / 存 続-登録- 継続
380	 登録5870655	KEWPIE\ キューピー	35	キューピー株式会 社	2016/02/02	2016/07/29	 KEWPIE キューピー	係属 / 存 続-登録- 継続
381	 登録5870656	KEWPIE\ キューピー	35	キューピー株式会 社	2016/02/02	2016/07/29	 KEWPIE キューピー	係属 / 存 続-登録- 継続
382	 登録5870657	KEWPIE\ キューピー	36	キューピー株式会 社	2016/02/02	2016/07/29	 KEWPIE キューピー	係属 / 存 続-登録- 継続
383	 登録5870658	KEWPIE\ キューピー	36	キューピー株式会 社	2016/02/02	2016/07/29	 KEWPIE キューピー	係属 / 存 続-登録- 継続
384	 登録5870659	KEWPIE\ キューピー	37	キューピー株式会 社	2016/02/02	2016/07/29	 KEWPIE キューピー	係属 / 存 続-登録- 継続
385	 登録5870660	KEWPIE\ キューピー	37	キューピー株式会 社	2016/02/02	2016/07/29	 KEWPIE キューピー	係属 / 存 続-登録- 継続
386	 登録5870661	KEWPIE\ キューピー	37	キューピー株式会 社	2016/02/02	2016/07/29	 KEWPIE キューピー	係属 / 存 続-登録- 継続
387	 登録5870662	KEWPIE\ キューピー	37	キューピー株式会 社	2016/02/02	2016/07/29	 KEWPIE キューピー	係属 / 存 続-登録- 継続
388	 登録5870663	KEWPIE\ キューピー	37	キューピー株式会 社	2016/02/02	2016/07/29	 KEWPIE キューピー	係属 / 存 続-登録- 継続

小計 17件

389	 登録5870664	KEWPIE\ キューピー	37	キューピー株式会 社	2016/02/02	2016/07/29		係属 / 存 続-登録- 継続
390	 登録5870665	KEWPIE\ キューピー	37	キューピー株式会 社	2016/02/02	2016/07/29		係属 / 存 続-登録- 継続
391	 登録5870666	KEWPIE\ キューピー	37	キューピー株式会 社	2016/02/02	2016/07/29		係属 / 存 続-登録- 継続
392	 登録5870667	KEWPIE\ キューピー	37	キューピー株式会 社	2016/02/02	2016/07/29		係属 / 存 続-登録- 継続
393	 登録5870668	KEWPIE\ キューピー	37	キューピー株式会 社	2016/02/02	2016/07/29		係属 / 存 続-登録- 継続
394	 登録5870669	KEWPIE\ キューピー	37	キューピー株式会 社	2016/02/02	2016/07/29		係属 / 存 続-登録- 継続
395	 登録5870670	KEWPIE\ キューピー	37	キューピー株式会 社	2016/02/02	2016/07/29		係属 / 存 続-登録- 継続
396	 登録5870671	KEWPIE\ キューピー	37	キューピー株式会 社	2016/02/02	2016/07/29		係属 / 存 続-登録- 継続
397	 登録5870672	KEWPIE\ キューピー	37	キューピー株式会 社	2016/02/02	2016/07/29		係属 / 存 続-登録- 継続
398	 登録5870673	KEWPIE\ キューピー	37	キューピー株式会 社	2016/02/02	2016/07/29		係属 / 存 続-登録- 継続
399	 登録5870674	KEWPIE\ キューピー	38	キューピー株式会 社	2016/02/02	2016/07/29		係属 / 存 続-登録- 継続
400	 登録5870675	KEWPIE\ キューピー	39	キューピー株式会 社	2016/02/02	2016/07/29		係属 / 存 続-登録- 継続
401	 登録5870676	KEWPIE\ キューピー	39	キューピー株式会 社	2016/02/02	2016/07/29		係属 / 存 続-登録- 継続
402	 登録5870677	KEWPIE\ キューピー	39	キューピー株式会 社	2016/02/02	2016/07/29		係属 / 存 続-登録- 継続
403	 登録5870678	KEWPIE\ キューピー	39	キューピー株式会 社	2016/02/02	2016/07/29		係属 / 存 続-登録- 継続
404	 登録5870679	KEWPIE\ キューピー	39	キューピー株式会 社	2016/02/02	2016/07/29		係属 / 存 続-登録- 継続

小計 16件

405	 登録5870680	KEWPIE\ キューピー	39	キューピー株式会 社	2016/02/02	2016/07/29		係属 / 存 続-登録- 継続
406	 登録5870681	KEWPIE\ キューピー	40	キューピー株式会 社	2016/02/02	2016/07/29		係属 / 存 続-登録- 継続
407	 登録5870682	KEWPIE\ キューピー	40	キューピー株式会 社	2016/02/02	2016/07/29		係属 / 存 続-登録- 継続
408	 登録5870683	KEWPIE\ キューピー	40	キューピー株式会 社	2016/02/02	2016/07/29		係属 / 存 続-登録- 継続
409	 登録5870684	KEWPIE\ キューピー	40	キューピー株式会 社	2016/02/02	2016/07/29		係属 / 存 続-登録- 継続
410	 登録5870685	KEWPIE\ キューピー	40	キューピー株式会 社	2016/02/02	2016/07/29		係属 / 存 続-登録- 継続
411	 登録5870686	KEWPIE\ キューピー	40	キューピー株式会 社	2016/02/02	2016/07/29		係属 / 存 続-登録- 継続
412	 登録5870687	KEWPIE\ キューピー	41	キューピー株式会 社	2016/02/02	2016/07/29		係属 / 存 続-登録- 継続
413	 登録5870688	KEWPIE\ キューピー	41	キューピー株式会 社	2016/02/02	2016/07/29		係属 / 存 続-登録- 継続
414	 登録5870689	KEWPIE\ キューピー	41	キューピー株式会 社	2016/02/02	2016/07/29		係属 / 存 続-登録- 継続
415	 登録5870690	KEWPIE\ キューピー	41	キューピー株式会 社	2016/02/02	2016/07/29		係属 / 存 続-登録- 継続
416	 登録5870691	KEWPIE\ キューピー	41	キューピー株式会 社	2016/02/02	2016/07/29		係属 / 存 続-登録- 継続
417	 登録5870692	KEWPIE\ キューピー	41	キューピー株式会 社	2016/02/02	2016/07/29		係属 / 存 続-登録- 継続
418	 登録5870693	KEWPIE\ キューピー	42	キューピー株式会 社	2016/02/02	2016/07/29		係属 / 存 続-登録- 継続
419	 登録5870694	KEWPIE\ キューピー	42	キューピー株式会 社	2016/02/02	2016/07/29		係属 / 存 続-登録- 継続
420	 登録5870695	KEWPIE\ キューピー	43	キューピー株式会 社	2016/02/02	2016/07/29		係属 / 存 続-登録- 継続

小計 16件

421	 登録5870696	KEWPIE\ キューピー	43	キューピー株式会 社	2016/02/02	2016/07/29		係属 / 存 続-登録- 継続
422	 登録5870697	KEWPIE\ キューピー	44	キューピー株式会 社	2016/02/02	2016/07/29		係属 / 存 続-登録- 継続
423	 登録5870698	KEWPIE\ キューピー	44	キューピー株式会 社	2016/02/02	2016/07/29		係属 / 存 続-登録- 継続
424	 登録5870699	KEWPIE\ キューピー	45	キューピー株式会 社	2016/02/02	2016/07/29		係属 / 存 続-登録- 継続
425	 登録5870700	KEWPIE\ キューピー	45	キューピー株式会 社	2016/02/02	2016/07/29		係属 / 存 続-登録- 継続
426	 登録5870701	KEWPIE\ キューピー	45	キューピー株式会 社	2016/02/02	2016/07/29		係属 / 存 続-登録- 継続
432	 登録5960143	キュー ピー\KEWPIE	34	キューピー株式会 社	2017/01/30	2017/06/30		その他
433	 登録5960144	キュー ピー\KEWPIE	28	キューピー株式会 社	2017/01/30	2017/06/30		その他
434	 登録5960145	キュー ピー\KEWPIE	27	キューピー株式会 社	2017/01/30	2017/06/30		その他
435	 登録5960146	キュー ピー\KEWPIE	26	キューピー株式会 社	2017/01/30	2017/06/30		その他
436	 登録5960147	キュー ピー\KEWPIE	26	キューピー株式会 社	2017/01/30	2017/06/30		その他
437	 登録5960148	キュー ピー\KEWPIE	25	キューピー株式会 社	2017/01/30	2017/06/30		その他
438	 登録5960149	キュー ピー\KEWPIE	24	キューピー株式会 社	2017/01/30	2017/06/30		その他
439	 登録5960150	キュー ピー\KEWPIE	24	キューピー株式会 社	2017/01/30	2017/06/30		その他
440	 登録5960151	キュー ピー\KEWPIE	23	キューピー株式会 社	2017/01/30	2017/06/30		その他

小計 15件

441	 登録5960152	キュー ピー\KEWPIE	22	キューピー株式会 社	2017/01/30	2017/06/30		その他
442	 登録5960153	キュー ピー\KEWPIE	22	キューピー株式会 社	2017/01/30	2017/06/30		その他
443	 登録5960154	キュー ピー\KEWPIE	21	キューピー株式会 社	2017/01/30	2017/06/30		その他
444	 登録5960155	キュー ピー\KEWPIE	21	キューピー株式会 社	2017/01/30	2017/06/30		その他
445	 登録5960156	キュー ピー\KEWPIE	21	キューピー株式会 社	2017/01/30	2017/06/30		その他
446	 登録5960157	キュー ピー\KEWPIE	21	キューピー株式会 社	2017/01/30	2017/06/30		その他
447	 登録5960158	キュー ピー\KEWPIE	20	キューピー株式会 社	2017/01/30	2017/06/30		その他
448	 登録5960159	キュー ピー\KEWPIE	20	キューピー株式会 社	2017/01/30	2017/06/30		その他
449	 登録5960160	キュー ピー\KEWPIE	20	キューピー株式会 社	2017/01/30	2017/06/30		その他
450	 登録5960161	キュー ピー\KEWPIE	20	キューピー株式会 社	2017/01/30	2017/06/30		その他
451	 登録5960162	キュー ピー\KEWPIE	20	キューピー株式会 社	2017/01/30	2017/06/30		その他
452	 登録5960163	キュー ピー\KEWPIE	20	キューピー株式会 社	2017/01/30	2017/06/30		その他
453	 登録5960164	キュー ピー\KEWPIE	18	キューピー株式会 社	2017/01/30	2017/06/30		その他
454	 登録5960165	キュー ピー\KEWPIE	17	キューピー株式会 社	2017/01/30	2017/06/30		その他
455	 登録5960166	キュー ピー\KEWPIE	17	キューピー株式会 社	2017/01/30	2017/06/30		その他
456	 登録5960167	キュー ピー\KEWPIE	17	キューピー株式会 社	2017/01/30	2017/06/30		その他

小計 16件

457	 登録5960168	キュー ピー\KEWP I E	16	キューピー株式会 社	2017/01/30	2017/06/30		その他
458	 登録5960169	キュー ピー\KEWP I E	16	キューピー株式会 社	2017/01/30	2017/06/30		その他
459	 登録5960170	キュー ピー\KEWP I E	16	キューピー株式会 社	2017/01/30	2017/06/30		その他
460	 登録5960171	キュー ピー\KEWP I E	15	キューピー株式会 社	2017/01/30	2017/06/30		その他

小計 4件

登録商標 360件

また、2017年（平成29年）7月18日の時点で出願中商標10件のうち、その構成中に「KEWP I E（k e w p i e）」の文字やキューピーの絵図を有するものは8件、すなわち80%である。

463	 商願2017-007835	キュー ピー\KEWP I E	33	キューピー株式会 社	2017/01/30			係属 / 存 続-出願- 審査待ち
464	 商願2017-007836	キュー ピー\KEWP I E	31	キューピー株式会 社	2017/01/30			係属 / 存 続-出願- 審査待ち
465	 商願2017-007837	キュー ピー\KEWP I E	31	キューピー株式会 社	2017/01/30			係属 / 存 続-出願- 審査待ち
466	 商願2017-007838	キュー ピー\KEWP I E	31	キューピー株式会 社	2017/01/30			係属 / 存 続-出願- 審査待ち
467	 商願2017-007859	キュー ピー\KEWP I E	19	キューピー株式会 社	2017/01/30			係属 / 存 続-出願- 審査待ち
468	 商願2017-007860	キュー ピー\KEWP I E	19	キューピー株式会 社	2017/01/30			係属 / 存 続-出願- 審査待ち
469	 商願2017-007861	キュー ピー\KEWP I E	19	キューピー株式会 社	2017/01/30			係属 / 存 続-出願- 審査待ち
470	 商願2017-007862	キュー ピー\KEWP I E	19	キューピー株式会 社	2017/01/30			係属 / 存 続-出願- 審査待ち

出願中商標 8件

被告の米国における商標登録の状況（甲36）、「オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、ドイツ、デンマーク、欧州連合、フランス、インドネシア、イスラエル、アイスランド、カンボジア、ラオス、モンゴル、メキシコ、マレーシア、ニュージーランド、フィリピン、シンガポール、米国及びベトナム」における商標登録の状況（甲38）、被告が米国において他人の商標に異議申し立てしたこと（甲37）は、認める。

キ 「キ 上記アないしカによれば」について

（ア）審決の「中島董一郎は、米国在住中（大正4年（1915年）3月～12月）に抱いたマヨネーズの国内普及とそれによる日本人の体位向上といった願望をかなえるべく、帰国後、我が国におけるマヨネーズの製造、販売を企図していたところ、大正14年3月にその製造、販売を始めた。」のうち、中島董一郎の願望・企図については不知、「大正14年3月にその製造、販売を始めた」は認める。

（イ）審決は「この間に、中島董一郎は、本件商標を出願（大正11年4月1日）したが、その出願に当たっては、農商務省の水産講習所時代の一年先輩であって、先に国内向けの缶詰の商標としてキューピー印を使用していた高碓達之助の承認を得ている。」とするが、本件商標にあたって高碓達之助の承認を得たという事実はなく誤りである。前述のとおり、大正14年3月中島董一郎が高碓達之助から登録175069号商標使用の許諾を受ける前の大正11年4月1日に本件商標は出願されていたものであり、その出願にあたって高碓達之助の承認を得たものではない。

（ウ）審決は「キューピー人形は、上記1に述べたことを踏まえれば、米国においては、中島董一郎が在住していた頃に人気であったとはいえるものの、それがローズ・オニールの創作に係るものとしてのみ認識されていたか否かは明らかではなく、また、我が国においては、中島董一郎が帰国してから本件商標を出願するまで

の間（大正5年1月～大正11年4月）、キューピー人形やその名前「キューピー」（KEWP I E）が広く知られていたとまではいい得るものの、それらについて、いずれがローズ・オニールの創作に係るものであるか又は同人の創作に係るものとは別個のものであるかなどといった峻別がされて認識されていたとは認めることができない。」とするが、誤りである。

本件商標出願以前において、ローズ・オニールが創作したキューピー人形の特徴を備えたキューピー人形と、その名称は、老若男女を問わず、全国津々浦々まで人気があり、著名性・周知性を獲得していたものである。

前述のとおり、大正5年（1916年）の市販の絵はがきや年賀状のイラストのキャラクター（甲9、甲17）も「キューピー人形が描かれた日本画（大正6年）」（甲13）も「（イ）ローズ・オニール作成に係る人形の全体的な特徴及び細部の特徴」、すなわち、ローズ・オニール作成のキューピー人形の特徴を備えるものである。一方、甲14に記載された日本独特の特徴を備えた絵柄の人形はローズ・オニールのオリジナルな人形でなく、また、ローズ・オニール作成のキューピー人形の特徴を備えていないものであるから、キューピー人形とは異なるものであり、タイトルにも「ジャパニーズ・キューピー」と区別されて表示されている。ローズ・オニール創作のキューピー人形の特徴を備えたものであるか、そうでないかの差異は誰の目にも明らかであるから、峻別することは極めて容易である。

（エ）審決は周知性・著名性の認定において、「キューピー人形やその名前「キューピー」（KEWP I E）の創作者が誰であるかの認知を要求するかのよう

に判示するが、キャラクターの周知性・著名性の認定において、創作者の氏名の認知は不要であり、以下のとおり全くの誤りである。

（a）昭和58年審判第19123号（甲29）は「本件商標は前記の漫画「ポパイ」に依拠し、これを模倣又は剽窃して、その登録出願をしたものであると推認し得るものであるといわざるを得ない。そうとすれば、かかる経緯によつて登録を得た本件商標の登録を有効として維持することは、前記「ポパイ漫画」の信用力、顧

客吸引力を無償で利用する結果を招来し、客観的に、公正な商品又はサービスに関する取引秩序を維持するという前記法目的に合致しないものといわなければならない。」「なお、被請求人は、本件商標を永年使用していること、また、本件商標の使用につき著作権者たる請求人は、被請求人による使用を黙認してきた等を主張する。しかしながら、本件商標は、前記したとおり、その使用が商標法と著作権法による規制の対象とされているものであるから、そのような商標をいかに永く使用したとしても、商標法による権利の正当な行使とはいえないものである。(中略)以上の次第であるから、本件商標は、公の秩序または善良の風俗を害するおそれがあるものであつて、商標法第4条第1項第7号に違反して登録を得たものとして、同法第46条第1項により、その登録を無効にすべきものとする。」と判示した

すなわち、漫画「ポパイ」に依拠し、これを模倣又は剽窃して、その登録出願をしたものであると推認し得るものであれば、かかる経緯によつて登録を得た本件商標の登録を有効として維持することは、前記「ポパイ漫画」の信用力、顧客吸引力を無償で利用する結果を招来し、客観的に、公正な商品又はサービスに関する取引秩序を維持するという前記法目的に合致しないものと判示した。

すなわち、不正の目的あるいは公序良俗違反の認定において、判決は著名キャラクターの創作者の氏名の認知あるいは周知性を求めているものである。

(b) 知的財産高等裁判所平成23年(行ケ)第10400号(平成24年6月27日第2部判決)(甲32)は「ターザン(Tarzan)」の語は、米国の作家バローズの手になる小説シリーズ「ターザン・シリーズ」に登場する主人公の名前であり、本件商標登録査定時(平成22年7月6日)の時点において、日本におけるその著作権は存続していたし、派生的著作物にはなお著作権が存続し続けていたものである。(中略)著作権管理団体等と関わりのない第三者が最先の商標出願を行った結果、特定の指定商品又は指定役務との関係で当該商標を独占的に利用できるようになり、上記著作権管理団体による利用を排除できる結果となることは、商標登録の更新が容易に認められており、その権利を半永久的に継続することも可能

であることなども考慮すると、公正な取引秩序の維持の観点からみても相当とはいえない。被告は、「T a r z a n」の語の文化的・商業的価値の維持に何ら関わってきたものではないから、指定商品という限定された商品との関係においてではあっても「T a r z a n」の語の利用の独占を許すことは相当ではなく、本件商標登録は、公正な取引秩序を乱し、公序良俗を害する行為とすることができる。(中略) 当裁判所は、以上の点を総合して勘案し、本件商標は商標法4条1項7号に該当すると判断するものである。」と判示した。

すなわち、著名な小説の主人公の名前である「T a r z a n」を商標登録することが公正な取引秩序を乱し、公序良俗を害する行為であるとする認定において、判決は著名な小説のキャラクターの創作者の氏名の認知を求めているものである。

(c) 知的財産高等裁判所平成17年(行ケ)第10349号平成18年9月20日判決(「赤毛のアン」原題事件)(甲42)は、

商 標

(ANNE OF GREEN GABLES) に

ついて、「〔1〕本件商標は、世界的に著名で高い文化的価値を有する作品の原題からなるものであり、我が国における商標出願の指定商品に照らすと、本件著作物、原作者又は主人公の価値、名声、評判を損うおそれがないとはいえないこと、

〔2〕本件著作物は、カナダ国の誇る重要な文化的な遺産であり、我が国においても世代を超えて広く親しまれ、我が国とカナダ国の友好関係に重要な役割を担ってきた作品であること、〔3〕したがって、我が国が本件著作物、原作者又は主人公の価値、名声、評判を損なうおそれがあるような商標の登録を認めることは、我が国とカナダ国の国際信義に反し、両国の公益を損なうおそれが高いこと、〔4〕本件著作物の原題である「ANNE OF GREEN GABLES」との文字からなる標章は、カナダ国において、公的標章として保護され、私的機関がこれを使用することが禁じられており、この点は十分に斟酌されるべきであること、〔5〕

本件著作物は大きな顧客吸引力を持つものであり、本件著作物の題号からなる商標の登録を原告のように本件著作物と何ら関係のない一民間企業に認め、その使用を独占させることは相当ではないこと、〔6〕原告ないしその関連会社と本件遺産相続人との間の書簡による合意内容などに照らすと、原告による本件商標の出願の経緯には社会的相当性を欠く面があったことは否定できないことなどを総合考慮すると、本件商標は、商標法4条1項7号の「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」に該当し、商標登録を受けることができないものであるというべきである。」と判示した。

すなわち、本件著作物の題号からなる商標の登録を原告のように本件著作物と何ら関係のない一民間企業に認め、その使用を独占させることは相当ではないなどとし、商標法4条1項7号の「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」に該当するとの認定において、判決は当該著作物の題号の創作者の氏名の認知を求めているものである。

(d) 以上のとおり、これらの特許庁審決及び高裁判決が判示するのとおり、著名キャラクターを冒用する出願の不正の目的あるいは公序良俗違反の認定において、著名キャラクターが誰の創作であるか、創作者の氏名の認知を求めているものである。

商標出願人中島董一郎は、ローズ・オニールとも、キューピー人形とも、「KEWP I E」、「キューピー」とも、なんらの関わりがないものである。何らの関わりを持たない中島董一郎が、他者の創作にかかる著名な絵図とその題号から構成される本件商標を出願をしたことは、剽窃・模倣の意図を十分に推認し得るものであって、不正の目的あるいは公序良俗違反が認定されなければならない。

(オ) 審決は「そうすると、仮に、本件商標の構成中、図形部分がローズ・オニールの創作に係るキューピー人形と類似し、「KEWP I E」及び「キューピー」の各文字部分がローズ・オニールの創作に係るキャラクターの名前又はその名前の片

仮名表記と同一であるとしても、中島董一郎が、本件商標を出願するに当たり、他人の標章の著名性にただ乗りする、あるいは、他人の知的財産を自己のものとして出願し、権利化を図るなどといった不正の目的をもってそれをなしたとはいえない。」とするが、全くの誤りである。

不正の目的は、第1に本件商標の構成から明らかである。本件商標はローズ・オニール創作に係る人形の絵図と、ローズ・オニール創作に係る人形の題号「KEWPIE」「キューピー」のみからなるものである。

第2に本件商標出願以前において、ローズ・オニールの創作したキューピー人形の特徴を備えたキューピー人形とその名称は、老若男女を問わず、全国津々浦々まで人気があり、著名性・周知性を獲得していたものである。

第3に被告は本件商標を指定商品に使用した実績が無い（甲65、66）。

すなわち、出願人中島董一郎はローズ・オニール創作に係る人形の絵図と、ローズ・オニール創作に係る人形の題号「KEWPIE」「キューピー」を使用することもなく、もっぱら、自らのものとして権利化するために出願したものである。

第4には被告は盗用を自認するものである。

インターネット・アーカイブに保存された2001年7月18日付被告作成のホームページ（甲27の1）には、以下の記述がある。

「命名 キューピー

キューピーは、アメリカのイラストレーター、ローズ・オニールさんが、ローマ神話に登場する愛の神、キューピッドをモチーフに発表したイラストです。これが全米で大ヒットし、いろいろな商品のコマーシャルやクリスマスカードにも使用されるようになりました。

大正時代に日本でもセルロイドの国産キューピーが大流行。創業者である中島董一郎がマヨネーズを発売するにあたり、お年寄りから子供まで幅広く愛される商品に育てたいという思いを込め、人気者のキューピーを商標にしました。

当初は食品工業株式会社だった社名も、1957年（昭和32年）に“キューピー株式会社”に変更しました。」

上記には、被告が使用する「キューピー」は、ローズ・オニールがキューピッドをモチーフに発表したイラストであること、全米で大ヒットし、大正時代に日本でもセルロイドの国産キューピーが大流行したことから、中島董一郎が「幅広く愛される商品に育てたいという思いを込め」て、人気者のキューピーを商標にしたことが記載されている。すなわち、他人の著名標章を自分のものとして商標登録した経緯が記載されており、被告はかかる不正の目的を自認するものである。

以上の次第であり、「中島董一郎が、本件商標を出願するに当たり、他人の標章の著名性にただ乗りする、あるいは、他人の知的財産を自己のものとして出願し、権利化を図るなどといった不正の目的」は十分に認定できるものである。

(カ) 審決は「食品工業社（現キューピー株式会社）の製造、販売するマヨネーズは、発売当初は売上げが芳しくなかったものの、商品の広告宣伝を工夫することにより、発売翌年（大正15年）以降、第2次世界大戦頃の生産中断を除き、その売上げを大きく伸ばし続けた結果、同社は、世界で屈指の大マヨネーズメーカーになったなどと称され、その商品に係るラベルや広告宣伝においては、その発売当初から継続して、キューピーの絵図、「KEWPIE」の文字若しくは「キューピー」の文字又はそれらを組み合わせてなる標章が使用されている。」とする。

審決が認定する事実は、「他者の創作にかかる著名な絵図とその題号に依拠したことが明らかな商標」を出願登録した後も、著名標章をフリーライドし続けたという事情である。出願後のかかる使用は、本件商標出願時の不正の目的や公序良俗違反の認定を強めることがあっても、不正の目的を希釈したり、公序良俗違反の事実を洗淨することはありえない。

「月刊政経人」（甲25）192ページには、中島董一郎が、「『宣伝費は経費で処理せず、資本として蓄積すべきである』と言って、それ以降、年間売上額をそっくり宣伝に注ぎ込んだ。」と記述されており、他人の著名な知的創作を剽窃し、その並外れた顧客吸引力を冒用して、自社製品を売り込もうとする意図、年間売上額をそっくり宣伝費に使っても、なりふり構わずキューピー商標の著名性を冒用しよ

うとした不正の意図が明らかにされている。

(キ) 審決は「同社は、その使用に係る標章について、国内外で多数の商標出願をし、登録を得ているが、それは、国内外で事業を行う企業が、その事業を安定的に行う上で通常行うことの範ちゅうに属するものといえるものである」とする。

第1に、被告は「その使用に係る標章」を多数出願登録するものではない。本書面37頁以降にて主張した「KEWP I E (k e w p i e)」の英文字、「キューピー」のカタカナ、キューピー人形の絵図からなる商標を、被告は使用していない(甲65、66)のものであって、これらは、キューピー人形の絵図、「KEWP I E (k e w p i e)」の英文字、「キューピー」のカタカナをもっぱら商標的独占をするための登録あるいは出願に他ならない。

第2に「それは、国内外で事業を行う企業が、その事業を安定的に行う上で通常行うことの範ちゅうに属するものといえるもの」との判断は誤りである。

そもそも、他者の創作にかかる著名な人形の絵図とその題号に依拠したことが明らかな商標を470件も出願登録することは、他に類を見ないものであって、「その事業を安定的に行う上で通常行うことの範ちゅうに属するもの」ではない。

さらに、470件の商標は商品区分のほぼ全区分に及ぶものであって、かつ、自ら商標を使用していないものである。もっぱら、ローズ・オニール創作に係る人形の絵図と、ローズ・オニール創作に係る人形の題号「KEWP I E」「キューピー」を商標的独占をするための登録・出願に他ならない。

かかる被告の行為は、他者の創作にかかる著名な人形の絵図とその題号の独占を図るものであって商標制度の濫用に他ならず、かかる商標制度の濫用行為が「その事業を安定的に行う上で通常行うことの範ちゅうに属する」ものではない。

(ク) 審決は「米国でなされた他人の出願に対する異議申立ても、米国内において取得している自己の権利との関係で行ったものとみるのが相当である。」とするが全くの誤りである。本件商標は**国際信義に違反**する商標である。

(a) 中島董一郎による不正目的の出願

出願人中島董一郎は、本件商標出願前に、アメリカ合衆国において、キューピー人形が人気を博し、キューピー人形及びその名称「キューピー」が広く知られていたことを了知していたものである。出願人中島董一郎の一生を記述した「中島董一郎譜」(甲35)には、以下の記述がある。

「大正4年3月(32歳)

欧州の戦乱いよいよ急を告げ、英国に止まる事もむずかしくなったので、ロンドンよりリバプールに出て、英国船ラブランド号(18,000トン)に乗船、ニューヨークに向け出港した。10日の船旅でニューヨークに着き、(中略)妹さだの夫、林尚志の家に旅装を解く

大正4年12月9日

サンフランシスコ発のシアトル丸に乗船、帰国の途につく」

同5年1月1日(33歳) 横浜港入港」

中島董一郎は大正4年(1915年)3月に米国ニューヨークに到着し、同年12月9日まで米国に滞在していたものである

(b) 文部科学省検定済教科書高等学校外国語科用「WORLD TREC English Communication I」(甲8)には、「1909年 キューピー誕生(Ladies' Home Journal, 1909)、1912年 キューピー人形発売、世界的ブームに」と、1909年にキューピーが誕生し、1912年にキューピー人形が発売され世界的ブームになったことが記載されている。

知的財産高等裁判所平成20年(行ケ)第10139号審決取消訴訟平成20年12月17日第4部判決(甲34)は、「1913年には、「キューピー」のイラストを立体化した人形がドイツで製作され、アメリカにおいて発売され大人気を博した。」と記述されている。出願人中島董一郎は1915年3月から同年12月9日まで米国に滞在していたものであり、米国においてキューピー人形が人気を博したこと、キューピー人形及びその名称「キューピー」が米国で広く知られていたことを見聞したものであり、外国の著名標章を自らのものとする、国際信義に違反す

る不正な目的にて出願したものに他ならない。

(c) 被告による米国におけるキューピー商標の権利取得

米国特許庁の商標電子検索システム (T E S S) にて商標「kewpie」かつ商標権者「kewpie」かつ商標権者「kabushiki」の検索式にて検索し、被告キューピー株式会社は米国において保有するキューピー関連商標を検索した結果、2018年10月13日時点において12件がヒットした(甲36)。このうち、12件のうち存続中の商標は5, 8, 10, 11, 12番を除く7件でありその概要は各検索結果のとおりである。これら12件のうち7番の商標(米国商標登録4838773号)は、下記のとおり、キューピー人形の絵図と「KEWPIE」の文字からなる商標である。日本語のカタカナは表示されていない。



(d) 被告による米国におけるキューピー商標の権利行使

米国特許庁の商標審判及び上訴検索システム (T T A B V U E) にて、検索した結果、被告キューピー株式会社は米国において「KEWPIE DOLL」なる商標に対して、権利行使をしたものである(甲37)。

被告は、出願人中島董一郎がキューピー人形及びその名称「キューピー」が米国で広く知られていたことを見聞した後に出願した、キューピー人形及びその名称「KEWPIE」からなる商標を、キューピー人形の創作者の母国であり、かつ、「キューピー人形」の著作物の第1発表国であり、かつ、かつて意匠登録された米国において、被告は権利行使したものである。

かかる行為は、他国の会社が日本の著名なアニメ作品の画像や名称を日本で商標登録して日本で権利行使するに等しく、正に**国際信義に反する**行為である。

(e) 世界における被告によるキューピー関連商標の権利取得

世界知的所有権機関 (W I P O) が提供する国際商標データベースによって、商標「kewpie」かつ商標権者「kewpie」かつ「kabushiki kaisha」の検索式にて検索し

たところ、103件の商標が検索された（データベースは100件までしか表示されていないため101番から103番は昇順に表示した）（甲38）

データベースの検索結果によると1957年11月25日にドイツにて本件登録商標と同じく、キューピー人形と「KEWPIE」およびカタカナ「キューピー」からなる商標が出願されたのを皮切りに、2018年にはマレーシアにて「KEWPIE」等の文字商標が出願されたものである。

このデータベースサーチが示すとおり、被告は全世界において、他人の知的創作であるキューピー人形及びその名称「キューピー」の権利化を図るものであり、被告による他人の知的創作の剽窃行為は全世界規模に及んでいるものである。かかる行為は、国際信義にもとる行為に他ならない。

（ケ）小括

審決は「以上述べたことを総合勘案すれば、本件商標は、不正の目的をもって出願、登録されたものとはいえず、また、被請求人が本件商標を始めとするキューピーの絵図、「KEWPIE」の文字若しくは「キューピー」の文字又はそれらを組み合わせる標章からなる登録商標をその指定商品又は指定役務について使用することが社会公共の利益に反する又は社会の一般的道徳観念に反するものともいえず、さらに、その使用が不正な意図をもってされ、国際信義又は公正な取引秩序に反するものともいえないとみるのが相当であり、請求人の提出に係る甲各号証を総合してみても、これを覆すに足りる事実は見いだせない。」とするが誤りである。

本件商標は「創業者である中島董一郎がマヨネーズを発売するにあたり、お年寄りから子供まで幅広く愛される商品に育てたいという思いを込め、人気者のキューピーを商標にしました。」（甲27の1, 2）、すなわち、他人の著名標章を自分のものとして商標登録したものであってであり、本件商標の構成中、図形部分がローズ・オニールの創作に係るキューピー人形と類似し、「KEWPIE」及び「キューピー」の各文字部分がローズ・オニールの創作に係るキャラクターの名前又はその名前の片仮名表記と同一であり、出願前に著名であった他者の創作にかかる絵図

とその題号からなる商標であって、かつ、実際に使用された実績がなく、キューピー人形の絵図と「KEWP I E」及び「キューピー」の文字からなる商標であって、もっぱら商標的独占を目的に出願されたものであるから、不正の目的をもって出願、登録されたものであることは明らかである。

被告は「当初は食品工業株式会社だった社名も、1957年（昭和32年）に“キューピー株式会社”に変更しました。」（甲27の1，2）とするものであって、出願前に著名であった他者の創作にかかる絵図の題号に商号を変更することは、他者の創作にかかる絵図の題号を自らの権利の下に独占する意図に他ならず、不正の目的の表れに他ならない。

さらに、審決「第3 被請求人の主張」において認定するとおり、「1 本件商標とローズ・オニールの作成に係る人形及びその名称との対比 請求人は、本件商標とローズ・オニールの作成に係る人形及びその名称とが類似する旨主張するが、この類似性自体については論ずるまでもない。」と、被告は本件商標とローズ・オニールの作成に係る人形及びその名称との類似性を首肯するものである。

本件登録商標は、構成中、図形部分がローズ・オニールの創作に係るキューピー人形と類似し、「KEWP I E」及び「キューピー」の各文字部分がローズ・オニールの創作に係るキャラクターの名前又はその名前の片仮名表記と同一であり、キューピー人形は本件商標出願前にわが国のみならず米国においても著名であったものであり、本件は不正目的・公序良俗違反の出願に他ならない。

米国人ローズ・オニールの創作にかかる人形の絵図と類似し、かつ、ローズ・オニールの創作にかかる人形の名称「キューピー」の創作者の母国であり、かつ、本件「キューピー人形」の著作物の第1発表国である米国において、多数のキューピー関連商標を出願、登録し、キューピー人形および「k e w p i e」の名称について権利行使をし、上記米国を含め全世界においては、103件のキューピー関連商標を出願し、登録することは、**国際的信義**に違反するものである。

被告がキューピー関連商標の使用を開始するのは、「キューピー株式会社の創始者」（甲53）とする中島董一郎による本件商標の出願に端を発するものである。

本件商標が登録された以来、被告は国内においてはキューピー関連商標を470件を出願し、登録し、あるいは、譲り受けて、他人の知的創作である「キューピー人形の絵図」、「キューピーの名称」からなる**商標の独占を図った**ものである。かかる独占には何らの正当性は見出し得ず、その結果、**他者の商標選択の自由を阻害し、商標制度を悪用**するものというべきであり、知的財産の秩序の根幹である公序に違反するものであるから、「社会公共の利益に反し、又は、社会の一般的道徳觀念に反するような場合」に該当するものである。

すなわち、被告による「キューピー人形の絵図」、「キューピーの名称」からなる「キューピー関連商標」の使用は、創業者である中島董一郎による、本件商標の出願の端を発するものであって、不正の目的による本件登録商標の出願・登録から、今日に至るまでそのまま綿々と引き継ぎ、商号変更までしたものである。

かような他人の知的財産を自己のものとして出願し権利化を図るのみならず、商標の全区分において、あるいは、国際的にも多数の商標登録の権利化を図る行為は、知的財産の秩序の根幹、すなわち公序に違反する行為である。

以上の次第であるので、審決の「(2) 被請求人と「キューピー」について」の結論は、被告と「キューピー」とは本件商標の出願までなんらの関係が無い、という事実が認定されなければならないところ、審決はかかる事実を認定してない重大な誤りがある。

キューピー人形の創作者であり「キューピー」という名称を創作したローズ・オニールと被告はなんらの関係がないものであって、キューピー人形の絵図とも「キューピー」という名称とも被告はなんらの関係がないものである。

審決は、「(2) 被請求人と「キューピー」について」において、上記の事実を見落とした重大な事実誤認がある。

本件商標は、出願人中島董一郎によって、ローズ・オニール創作に係る人形の絵図と、ローズ・オニール創作に係る人形の題号「KEWPIE」「キューピー」、もっぱら、自らのものとして権利化するために出願されたものである。

以上のとおり、本件商標は、不正の目的をもって出願、登録されたものであって、被告が本件商標を始めとするキューピーの絵図、「KEWPIE」の文字若しくは「キューピー」の文字又はそれらを組み合わせてなる標章からなる登録商標を保有することは社会公共の利益に反する又は社会の一般的道徳観念に反するものであって、さらに、その使用は不正な意図をもってされ、国際信義又は公正な取引秩序に反するものであることは明らかであるから、「その使用が不正な意図をもってされ、国際信義又は公正な取引秩序に反するものともいえないとみるのが相当であるとする、審決は旧商標法第2条第1項第4号該当性判断を誤るものである。

(3) 「(3) 請求人の主張について」

ア 審決は「ア 請求人は、本件商標が旧商標法第2条第1項第4号に該当する理由の一として、ローズ・オニールの創作に係るキューピー人形の図形と類似する人形の図形を含む本件商標は、旧著作権法及び現行著作権法に違反して作成され、また、複製されてきたものであり、本件商標の登録出願時において、キューピー人形の図形が「図案（中略）美術ノ範囲ニ属スル著作物」であることは、特許庁の審査官においても十二分に知り得るところであり、かかる判断に困難性はない旨主張する。」とする。

まず、原告は、本件商標の無効理由は旧商標法第2条第1項第4号の「秩序又ハ風俗ヲ紊ルノ虞アルモノ」の該当を主張するものであって、著作権法違反だけを主張するものではない。

次に、審決は「それらについて、いずれがローズ・オニールの創作に係るものであるか又は同人の創作に係るものとは別個のものであるかなどといった峻別がされて認識されていたとは認められない。」とするが、誤りである。

本件商標出願以前において、ローズ・オニールの創作したキューピー人形の特徴を備えたキューピー人形と、その名称は、老若男女を問わず、全国津々浦々まで人気があり、著名性・周知性を獲得していたものである。

前述のとおり、大正5年（1916年）の市販の絵はがきや年賀状のイラストの

キャラクター（甲 9、甲 17）も「キューピー人形が描かれた日本画（大正 6 年）」（甲 13）も「(イ) ローズ・オニール作成に係る人形の全体的な特徴及び細部の特徴」、すなわち、ローズ・オニール作成のキューピー人形の特徴を備えるものである。一方、甲 14 に記載された日本独特の特徴を備えた絵柄の人形はローズ・オニールのオリジナルな人形でなく、また、ローズ・オニール創作のキューピー人形の特徴を備えていないものであるから、キューピー人形とは異なるものであり、ローズ・オニール創作のキューピー人形の特徴を備えたものであるか、そうでないかの差異は誰の目にも明らかであるから、峻別することは極めて容易である。

審決は、平成 12 年（行ケ）第 386 号（東京高裁 平成 13 年 5 月 30 日判決）（乙 5）判決を摘示して、「この審査官による旧商標法第 2 条第 1 項第 4 号又は現商標法第 4 条第 1 項第 7 号該当性に係る判断をする際に、他人の著作権との抵触関係を調査等するには、上記したと同様の困難が伴うから、このような調査等の義務が審査官に課されているとはいえないとみるのが相当である。」とするが誤りである。

審決が引用する平成 12 年（行ケ）第 386 号（東京高裁 平成 13 年 5 月 30 日判決）（乙 5）は、特許庁が平成 12 年 8 月 29 日にした平成 10 年審判第 35270 号事件に対する審決取消訴訟判決である。平成 10 年審判第 35270 号事件は登録 595694 号商標に対する無効審判（甲 62）であり、登録 595694 号商標は次のとおりである（甲 63、64）。



登録 595694 号商標（甲 63）



本件商標（甲 1）

すなわち、審決が引用する平成 12 年（行ケ）第 386 号（東京高裁 平成 13 年 5 月 30 日判決）（乙 5）は人形の絵図単独で構成された商標であるのに対し、

本件商標は、ローズ・オニールの創作したキューピー人形の特徴を備えたキューピー人形と、ローズ・オニールの創作した人形の名称「KEWP I E」と「キューピー」とからなるものである。

乙5号判決は、人形の絵図単独で構成された商標については、他人の著作権との抵触関係を調査等するには困難が伴うと判断したものであるが、その当否はさておくとしても、本件商標は人形の絵図単独で構成された商標ではなく、キャラクターの絵図と共にその名称からなる商標である。キャラクターの名称については、同一かどうかの判断は極めて容易である。

さらに、「いずれがローズ・オニールの創作に係るものであるか又は同人の創作に係るものとは別個のものであるかなどといった峻別がされて認識されていたとは認められない。」という事情が、仮に存在したとしても、本件商標は「ローズ・オニールの創作に係る人形」のみからなるものではなく、キャラクターの絵図と共にその名称からなるものであるから、本件商標出願前に「広く知られていたキューピー人形やその名前「キューピー」(KEWP I E)」との類似性判断は、人形の上部に配置された「KEWP I E」の英文字と、人形の下部に配置された「キューピー」のカタカナも判断の材料としなければならない。

審決は「我が国においては、本件商標の登録出願日（大正11年4月1日）前はもとより、その登録日（同年10月27日）以後においても、キューピー人形やその名前「キューピー」(KEWP I E)が広く知られていたとまではいい得る」と認定するものであり、本件商標がローズ・オニール創作に係る人形のキャラクターの絵図と、当該人形のキャラクターの名称「KEWP I E」「キューピー」のみから構成されたものであるから、キャラクターとその名称の著名性にただ乗りをしようとする目的、あるいは、他人の知的財産を自己のものとして出願し権利化を図るという不正の目的による出願であることは、他人の著作権との抵触関係を調査等することまでもなく、審査官は容易に判断できる。

以上のとおり、乙5判決の対象とした人形の絵図のみからなる商標と、人形の絵図とその名称から構成された本件商標の相違を看過し、人形の絵図の著作権だけに

視点をあてキャラクターの名称を捨象して、「他人の著作権との抵触関係を調査等するには、上記したのと同様の困難が伴うから、このような調査等の義務が審査官に課されているとはいえないとみるのが相当である。」とした審決の判断が誤りであることは明らかである。

イ 審決は「我が国においては、本件商標の登録出願日（大正11年4月1日）前はもとより、その登録日（同年10月27日）以後においても、キューピー人形やその名前「キューピー」（KEWP I E）が広く知られていたとまではいい得るものの、それらについて、いずれがローズ・オニールの創作に係るものであるか又は同人の創作に係るものとは別個のものであるかなどといった峻別がされて認識されていたとは認められない。」とするが、前述したとおり誤りである。

また、「いずれがローズ・オニールの創作に係るものであるか又は同人の創作に係るものとは別個のものであるかなどといった峻別がされて認識されていたとは認められない。」という事情が、仮に存在したとしても、本件商標は「ローズ・オニールの創作に係る人形」のみからなるものではなく、キャラクターの絵図と共にその名称からなるものであるから、本件商標出願前に「広く知られていたキューピー人形やその名前「キューピー」（KEWP I E）」との類似性判断は、人形の上部に配置された「KEWP I E」の英文字と、人形の下部に配置された「キューピー」のカタカナも判断の材料としなければならないものであって、審決は「我が国においては、本件商標の登録出願日（大正11年4月1日）前はもとより、その登録日（同年10月27日）以後においても、キューピー人形やその名前「キューピー」（KEWP I E）が広く知られていたとまではいい得る」と認定するところであるから、ローズ・オニール創作のキューピー人形の図形又はその名称は、旧不正競争防止法第1条第1項第1号の「本法施行ノ地域内ニ於テ取引上広く認識セラルル他人ノ氏名、商号、商標、商品ノ容器包装其ノ他他人ノ商品タルコトヲ示ス表示」並びに現行不正競争防止法第2条第1項第1号の「他人の商品等表示（人の業務に係る氏名、商号、商標、標章、商品の容器若しくは包装その他の商品又は営業

を表示するものをいう。以下同じ。)として需要者の間に広く認識されているもの」及び同項第2号の「他人の著名な商品等表示」に該当するものである。

審決は「上記(2)で述べたとおり、本件商標は、不正の目的をもって出願、登録されたものとはいえず、また、被請求人が本件商標を始めとするキューピーの絵図、「KEWPIE」の文字若しくは「キューピー」の文字又はそれらを組み合わせてなる標章からなる登録商標をその指定商品又は指定役務について使用することが社会公共の利益に反する又は社会の一般的道徳観念に反するものともいえず、さらに、その使用が不正な意図をもってされ、国際信義又は公正な取引秩序に反するものともいえない。」とするが、

本件商標が不正の目的をもって出願、登録されたものであることは、第1に本件商標はローズ・オニール創作に係る人形の絵図と、ローズ・オニール創作に係る人形の題号「KEWPIE」「キューピー」のみからなる構成であること、第2に本件商標出願以前において、ローズ・オニールの創作したキューピー人形の特徴を備えたキューピー人形とその名称は、老若男女を問わず、全国津々浦々まで人気があり、著名性・周知性を獲得していたこと、第3に被告は本件商標を指定商品に使用した実績が無いこと、第4に被告は盗用を自認することから明らかであり、

社会公共の利益に反する又は社会の一般的道徳観念に反することについては、被告がキューピー関連商標の使用を開始するのは、被告創業者である中島董一郎による本件商標の出願に端を発するものである。本件商標が登録されて以来、被告は国内においてはキューピー関連商標を470件を出願し、登録し、あるいは、譲り受けて、他人の知的創作である「キューピー人形の絵図」、「キューピーの名称」からなる**商標の独占を図った**ものである。かかる独占には何らの正当性は見出し得ず、その結果、**他者の商標選択の自由を阻害し、商標制度を悪用するもの**というべきであり、知的財産の秩序の根幹である公序に違反するものであるから、「社会公共の利益に反し、又は、社会の一般的道徳観念に反するような場合」に該当するものである。すなわち、被告による「キューピー人形の絵図」、「キューピーの名称」からなる「キューピー関連商標」の使用は、創業者である中島董一郎による、

本件商標の出願の端を発するものであって、不正の目的による本件登録商標の出願・登録から、今日に至るまでそのまま綿々と引き継ぎ、商号変更までしたものである。かような他人の知的財産を自己のものとして出願し権利化を図るのみならず、商標の全区分において、あるいは、国際的にも多数の商標登録の権利化を図る行為は、知的財産の秩序の根幹、すなわち公序に違反する行為である。

審決は上記の認定を誤り、「上記請求人の主張は、採用することができない。」としたものであり、判断を誤るものである。

(4) 小括

「本件商標の登録は、旧商標法第2条第1項第4号に違反してなされたとはいえない。」との審決の判断は、上記のとおり誤ったものであるから、取り消されなければならない。

3 「3 旧商標法第2条第1項第11号該当性について」

(1) 審決は「旧商標法第2条第1項第11号の「商品ノ混同ヲ生セシムルノ虞」があるものとは、例えば、ある商標が商品について使用された結果、その商品を表示するものとして需要者の間で非常に広く認識される（著名）に至った場合において、他人がその商標を別種の商品に使用するときは、その商品について、需要者が当該著名な商標に係る商品と同じ出所に係るものと混同するおそれがあるなどといったものが該当するといえ、そのときは、その出所の具体的な企業名等は知らずとも、特定の出所と認識されることで足りるとみるのが相当である」とする。

すなわち、審決は「例えば、ある商標が商品について使用された結果、その商品を表示するものとして需要者の間で非常に広く認識される（著名）に至った場合において」と、商標を商品に使用された結果、著名性を獲得した場合、すなわち使用によって著名性を獲得した場面を例示するところである。しかしながら、著名性は商標的使用によって獲得できた場合に限定されるものではない。以下、説明する。

旧商標法第2条第1項第11号は「商品ノ誤認又ハ混同ヲ生セシムルノ虞アル商標ハ之ヲ登録セズ」と定め、大正11年7月8日発行の「商標法講話」（甲41）

は、第2条1項11号「商品ノ誤認又ハ混同ヲ生セシムルノ虞アルモノ」について、次のとおり記述し、解釈を説明するものである。

「一、商品ノ誤認又ハ混同ヲ生セシムルノ虞アル商標ハ之ヲ登録セズ（商二I（11））」

(1) 「商品ノ誤認」トハ商標ト商品トノ間ノ不實關係ノ爲世人ヲシテ其ノ商品ノ品質眞價ヲ誤信セシムル場合ヲ指シ「商品ノ混同」トハ商標ト商品トノ間ノ不實關係以外ノ事情ノ爲商品ノ出所ヲ同一ナリト思ハシムル場合ヲ謂フ趣旨デアル、例ヘバ砂糖蜜ノ商標トシテ蜂ノ圓形ヲ用キ赤色混成酒ニ葡萄ノ圓形ヲ用キ又海老肉以外ノ羊羹ニ海老羊羹ノ文字ヲ用キルガ如キハ其ノ商品ヲ蜂蜜、葡萄酒、海老肉入羊羹ノ如ク思ハシムル虞アルモノニシテ之前者ノ例デアル、又商品混同ノ場合トハ例ヘバ商品自轉車自働車ニ對スル甲ノ商標ヲ乙ガ其ノ商品ノ構成部分ニ對シ使用スルガ如キハ其ノ一例ニシテ此場合需要者ハ乙ノ商品ヲ甲ノ制作販売品ナリト混同スルノ虞アルモノデアル、而シテ本號ガ前者ノ場合ヲ包含スルコトハ何等疑ナキ所ナルカ尚本號ガ後者ノ如キ商品ト商標トノ間ノ不實關係以外ノ事情ニ依リ商品ノ出所混同ノ虞アル場合ヲ分チテ規定シタノハ後段ノ如キ場合ガ舊法第二條第三號後段ノ所謂世人欺瞞ノ商標ニ該當スルヤ否ヤニ付問題ヲ生ジタルヲ以テ之ヲ明確ナラシムル爲舊法ニ「世人ヲ欺瞞スルノ虞アルモノ」トアルヲ「商品ノ誤認」又ハ「商品ノ混同ヲ生セシムルノ虞アルモノ」ニ分チ後段ノ規定ニ依リ問題ヲ積極ニ決シタルニ外ナラナイ、予ハ舊法ニ於イテモ新法ト同様ニ解スベキモノト信ズ」

すなわち、商品の誤認とは商標と商品との間の不実関係のため、商品の品質真価値を誤信させる場合を指し、砂糖蜜の商標に蜂の図形を用いたり、赤色の混成酒にブドウの図形を用いたり、海老肉以外の羊羹に海老羊羹の文字を用いるがごときはその商品を蜂蜜、葡萄酒、海老肉入り羊羹のごとく思わせるおそれがあるので前者の例である。

商品混同の場合とは、例えば、商品自轉車自動車に対する甲の商標を乙がその商品の構成部分に対して使用するがごときはその一例であって、この場合需用者は乙の商品を甲が製作販売した商品であると混同するおそれがあるものである。

そこで、本号が前者の場合を包含することは何らの疑いないところであるが、本号が後者のごとき商品と商標との間の不実関係以外の事情により商品の出所混同のおそれある場合を分けて規定したのは、後段のごとき場合が旧法第2条第3号後段の「世人を欺瞞するおそれあるもの」とあるを「商品の誤認」又は「商品の混同を生じさせるおそれあるもの」に分けて後段の規定により問題を積極的に決したことに他ならない。」と記述するものである。さらに、

「(3) 以上述べた所ニ依リ本号ハ商標ガ世人ニ及ボス各般ノ事情ヲ綜合シテ判定スベキモノトナルガ故ニ本号ノ適用アル場合ハ (イ) 商標ト商品トノ不実関係例ヘハ砂糖蜜ニ蜂ノ圖形ヲ使用スルガ如キ場合 (ロ) 類似商品ト云ヒ得ザルモ尚接近セル商品ニ (完成品ト構成部分トノ間ニ此問題ヲ生シ得ルコトアリ) 有名ナル他人ノ商標ヲ使用スルトキ例ヘハ現在ニ於テハ足袋ノ商標タル「福助」又ハ「つちや」印ヲ他人ガ護謄足袋底ノ商標トシテ使用スルトキ (ハ) 一人ガ同一又ハ類似ノ商標ヲ多数ノ異種商品ニ付各別ニ登録ヲ受ケ其ノ者ガ「デパートメントストア」経営ヲ為セルトキニ於テ僅少ナル残種ノ商品ニ付他人ガ其ノ商標ヲ使用スルトキ (ニ) **商品ニ関係ナクトモ非常に著明ナル商標ヲ他人ガ別種の商品ニ使用スルトキ等ナリトス**」

すなわち、以上述べたところにより、本号は商標が世人に及ぼす各般の事情を総合して判定すべきものであるが故に、本号の適用ある場合は、(イ) 商標と商品との間に不実関係、例えば、砂糖蜜に蜂の図形を使用するがごとき場合、(中略)

(ニ) 商品に関係なくとも非常に著名な商標を他人が別種の商品に使用するとき等である。」

以上のとおり、本件商標の登録当時、旧法2条1項11号に規定される「商品ノ混同ヲ生セシムルノ虞アルモノ」とは、「商品に関係なくとも非常に著名な商標を他人が別種の商品に使用するとき」は「商品ノ混同ヲ生セシムルノ虞」があると解されたものである。

すなわち、「商品ノ混同ヲ生セシムルノ虞」において、当該著名商標がどこの誰が権利者であるかということを知ることが要求されるものではなく、商品に関係なくとも著名な商標を他人が別種の商品に使用することによって、商品の混同の

おそれがあると判断されるものである。

以上のとおり、著名商標は商標的使用によって獲得できた場合に限定されるものではない。

前述した、漫画「ポパイ」のキャラクター、小説「ターザン」の題号、「赤毛のアン」の原題の商標登録を無効と判示した、特許庁審決及び高裁判決が判示するのとおり、著名キャラクターを冒用する出願において、それらのキャラクターが商標的使用によって著名性を獲得したことを条件とするものではない。著名キャラクターについての著名性の獲得は商標的使用によって獲得できたことを要しないものである。この点について、審決は「例えば」を使用して、商標的使用による著名性獲得に限定されない趣旨を明示するところであるものの、結論においては、商標的使用による著名性獲得に限定したと判断をしており、この点に判断の誤りがある。

(2) 審決は「上記1(1)で述べたとおり、本件商標の登録出願前の大正時代の中頃以降においては、ローズ・オニールとの関連なく、「キューピー」(KEWPIE)という同一の名前の下、その創作のオリジナルからかけ離れた日本独特の特徴を備えたものが普及し」とするが、かかる事実はない。

前述のとおり、大正5年(1916年)の市販の絵はがきや年賀状のイラストのキャラクターも「ローズ・オニールが創作したイラストに描かれたキャラクター」の特徴を備えるものである。キューピー人形とは異なるもの(甲14)は、甲14以外には記載されていないものであって、「創作のオリジナルからかけ離れた日本独特の特徴を備えたものが普及した」ものではない。

審決は「様々な商品のブランド名や広告類のイラスト等として、継続的に使用され続けているといった状況にあったといえること」とする。事実誤認である。甲6に記載された商品は、被告商品以外には、あかすり、石けん、シャンプー、鍋のふたの4品目に過ぎない。これらに表示されているキューピー人形はいずれも、ローズ・オニールの創作にかかるキューピー人形の特徴を備えているものであって、「創作のオリジナルからかけ離れた日本独特の特徴を備えたもの」ではない。あか

すり、石けん、シャンプー、鍋のふたの4品目において、キューピー人形が冒用されたとしても、キューピー人形の著名性が希釈されたとか、それによって「キューピー人形」との関係が無くなるというような事情は到底認められない。

審決は「その創作のオリジナルからかけ離れた日本独特の特徴を備えたものが普及した」、「様々な商品のブランド名や広告類のイラスト等として、継続的に使用され続けているといった状況にあった」という2つの理由から、「本件商標をその指定商品について使用しても、これに接する需要者が、本件商標の構成中の図形部分や文字部分をもって、特定の出所を認識することはないというべきである。」と断じるものであるが、前述のとおり、「創作のオリジナルからかけ離れた日本独特の特徴を備えたものが普及した」という事実はなく、また、「様々な商品のブランド名や広告類のイラスト等として、継続的に使用され続けているといった状況」は被告商品以外には、あかすり、石けん、シャンプー、鍋のふたの4品目について使用されているに過ぎないものであるから、ローズ・オニールの創作にかかるキューピー人形の特徴を備えたキューピー人形およびその名称の著名性が希釈されたとか、本件商標に接する需要者が、ローズ・オニールの創作にかかるキューピー人形の特徴を備えたキューピー人形およびその名称を認識できないということは、到底あり得ないことである。

すなわち、本件商標における、ローズ・オニールの創作にかかるキューピー人形の特徴を備えた人形およびその名称は、十分にローズ・オニールの創作にかかるキューピー人形を想起させるものであって、本件商標を付した商品について、商品の需要者は「キューピー人形」、「KEWPIE」の名称と関係があるという「特定の出所を認識する」混同を生じさせるものであることは明らかである。

(3) 小括

以上のとおりであるので、「本件商標は、旧商標法第2条第1項第11号の「商品ノ混同ヲ生セシムルノ虞アルモノ」に該当するものではない、本件商標が同号の「商品ノ誤認ヲ生セシムルノ虞アルモノ」に該当すると認めるに足る事実は見いだ

せないとする判断は誤りであり、「本件商標の登録は、旧商標法第2条第1項第1号に違反してなされたとはいえない。」との判断は法律の適用を誤るものであるから、取り消されなければならない。

4 「4 まとめ」について

以上のおり、本件商標は、旧商標法第2条第1項第4号及び同項第11号に該当し、同法第16条第1項第1号により、その登録を無効としなければならないものであって、審決の判断は誤りであるから取り消されなければならない。 以上